

第百二回国会 大蔵委員会 議 録 第十九号

(三三)

昭和六十年四月十六日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 越智 伊平君

理事 熊谷 弘君

理事 中川 秀直君

理事 上田 卓三君

理事 坂口 力君

理事 永山英太郎君

金子原二郎君

笹山 登生君

中川 昭一君

平沼 越夫君

山崎武三郎君

伊藤 茂君

渡沢 利久君

武藤 山治君

古川 雅司君

矢追 秀彦君

玉置 一弥君

齋藤 幸代君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席政府委員

法務大臣官房長 岡村 泰孝君

法務大臣官房會 計課長 清水 満君

法務大臣官房審 議官 稲葉 威雄君

外務省經濟局次 長 恩田 宗君

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵大臣官房総 務審議官 北村 恭二君

大蔵省主計局次 長 大蔵省主計局長 平澤 貞昭君

大蔵省理財局長 宮本 保孝君

大蔵省理財局次 長 中田 一男君

委員外の出席者

厚生省事務局経 済課長

林野庁業務部長 江藤 素彦君

通商産業省産業 政策局長 坂本 吉弘君

會計検査院事務 官 吉田 知徳君

日本開港銀行総 裁 吉瀬 維哉君

日本輸出銀行 総裁 大倉 真隆君

参 考 人 (住宅・都市整 備公団理事) 救仁郷 齊君

大蔵委員会調査 室長 矢島錦一郎君

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

日本開港銀行法の一部を改正する法律案(内閣 提出第六五号)

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案(内 閣提出第六六号)

登記特別会計法案(内閣提出第六七号)

○越智委員長 これより會議を開きます。

日本開港銀行法の一部を改正する法律案、日本 輸出銀行法の一部を改正する法律案及び登記特 別会計法案の各案を議題といたします。

まず、政府より順次趣旨の説明を聴取いたしま す。竹下大蔵大臣。

日本開港銀行法の一部を改正する法律案  
日本輸出銀行法の一部を改正する法律案  
登記特別会計法案  
〔本号末尾に掲載〕

○竹下國務大臣 ただいま議題となりました日本 開港銀行法の一部を改正する法律案、日本輸出 銀行法の一部を改正する法律案及び登記特別会 計法案につきまして、提案の理由及びその内容を御 説明申し上げます。

最初に、日本開港銀行法の一部を改正する法律 案及び日本輸出銀行法の一部を改正する法律案 につきまして御説明申し上げます。

金融自由化の進展、厳しい財政事情、民間活力 活用の要請等の政策ニーズの変化など、政府関係 金融機関をめぐる環境の変化に対応して、日本開 港銀行及び日本輸出銀行についても量的補充から 質的補充への転換を図り、経済社会の新しい ニーズにこたえ得るようその機能の整備を行うこ ととし、ここに日本開港銀行法の一部を改正する 法律案及び日本輸出銀行法の一部を改正する法 律案を提出した次第であります。

まず、日本開港銀行法の一部を改正する法律案 の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、産業構造の知識集約化、情報化に伴っ て、技術開発の国民経済的重要性が増大している ことにかんがみ、産業の開発及び経済社会の発展 に寄与する、高度で新しい技術の研究開発等に必 要な資金を貸し付けることができることとしたし ております。

第二に、技術開発、都市再開発の促進等国民経 済的に重要な課題に対応するため、高度で新しい 技術の研究開発等産業の開発及び経済社会の発展 に寄与する事業で、政令で定めるものに対し、出 資できることとしたしております。

第三に、財政事情が近年特に厳しさを加えてき

た状況にもかんがみ、日本開港銀行の長期的な財 務基盤を損なわない範囲内で財政協力を行うこと とし、法定準備金の積立率を千分の七から千分の 三に引き下げ、国庫納付金の増額を図ることとし るほか、所要の規定の整備を行うこととしたして おります。

次に、日本輸出銀行法の一部を改正する法律 案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、海外直接投資の円滑化を図る観点か ら、本邦法人等の出資に係る外国法人に対する貸 し付け等ができることとしたしております。

第二に、民間資金の活用による対外経済交流の 促進を図る観点から、民間金融機関のみが行う海 外直接貸し付けの場合、すなわち、輸銀協融以外 の場合等においても、日本輸出銀行が債務の保 証を行うことができることとしたしております。

第三に、日本開港銀行法改正案と同様の観点か ら、日本輸出銀行の法定準備金の積立率を千分 の七から千分の三に引き下げることにするほか、 所要の規定の整備を行うこととしたしております。

次に、登記特別会計法案につきまして御説明申 上げます。

登記申請、登記簿謄抄本の交付申請等の逐年の 増加に対処するため、早急にコンピュータ化を 図るなど、その処理体制について抜本的な改革を 講ずることが必要となっております。このため、 登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その 経理を明確にするため、特別会計を設置し、これ を一般会計と区分して経理することが適当と認 め、この法律案を提案することとした次第で あります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申 上げます。

まず、この特別会計は、登記所に係る事務に関 する経理を行うことを目的とし、法務大臣が管理

することとしております。

次に、この特別会計は、郵政事業特別会計からの登記印紙に係る受入金その他の収入をもつてその歳入とし、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とすることとしております。

その他、この特別会計の予算及び決算の作成及び提出に必要事項を初め、一般会計からの繰り入れ、剰余金の繰り入れ、借入金の借り入れ等の必要な事項を定めることとしております。

以上が、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案及び登記特別会計法案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○越智委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○越智委員長 この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております各案について、本日、参考人として住宅・都市整備公団理事兼郷土君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○越智委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○越智委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡沢利久君。

○渡沢委員 この法案の中にもあるわけですが、御用金に似た御負担をちょうだいしようというふうなものも盛り込まれておられるわけですが、専売、電電公社時代にもさまざまな形で調達を受ける、あるいは先般この委員会審議に当たりました一括補助率の切り下げというふうな中に明らかに生活保護費にまで財政危機ということに窮した状況の中で大蔵省は対応しているの

です。しかし一方では、例えば最近言われているところの国有財産への民間活力の導入などというにしろの御旗で、本当の意味で内需振興とかあるいは民間総体の活力を引き出すというふうなことはおおよそ無縁ではなからうかと思われる、本当にわずかな一握りの民間開発デベロッパーとタイアップした形で国有地払い下げなどが、中曽根首相のお声がかかりで民間活力導入の旗印のもとに行われているようなムードがあります。

私はそういう意味で、一方では生活保護費にまで手をつけるこの大蔵省が、国有財産法が明らかにしているように、国有財産に対する大蔵省の大きな責任という中で、国有財産の取り扱いについていささか安易に走る傾向があるのではないかとこの中身に触れます前に、私はその点について若干のお尋ねをしておきたいというふうに思うわけであり、時間が少のうございまして、端的にお尋ねをしたいと思いますので、ひとつ誠意のある御答弁をお願いしたいと思います。

「委員長退席、堀之内委員長代理着席」

まず最初に、先般参議院の予算委員会や社会党の安恒議員より指摘がありまして、大蔵大臣も予算委員会において約束をいたしました。百人町三丁目国家公務員宿舎用地A地区（新宿住宅地）及びB地区（西戸山住宅地）開発に伴う環境影響調査については、関東財務局の名において一定の書面をもって関係住民にこの真意を明らかにするということ措置を、約束のとおりとられておられるというふうに思うわけであり、その中身は、

新宿区の要請に基づき、東京都環境影響評価条例に準じて、大蔵省関東財務局及び新宿西戸山開発株式会社（以下A・B両地区における開発による複合的環境影響についてのものが大部分でありましたので、連名による報告書にいたしました。しかし連名にしたことにより、新宿西戸山開発株式会社が事業の施行者として決まっているのかのとき誤解が生じるとの指摘もあり、単名にした方がベターであったと考えます。

新宿西戸山開発株式会社は、現時点では、都市計画事業を施行する認可を受けているわけではあります。

また、新宿西戸山開発株式会社が都市計画事業として企画している事業は、大蔵省関東財務局との共同事業として行われるものではありせん。こういう趣旨のものであろうかと思うのであります。

これは言うまでもなく関係住民のすべてに周知徹底を図られるという措置を含んで、文書によって徹底されることと思いますが、これはいつ、どのように行われたのか、まず最初にお尋ねしておきます。

○中田政府委員 お答えいたします。

渡沢委員が今お読み上げの文書を、きのう安恒委員のところにへ行って御相談してまいりました。これを地元の町会長のところへ持っていきまして事情を話をして、周知徹底する方法について御相談の上、おっしゃるとおりやらせていただきたいと思います。

○渡沢委員 先ほども言いますように、国有地の払い下げというように作業をめぐって、参議院でも指摘されたように実に安易に、しかも大蔵省がわずかな民間の新興開発デベロッパーとタイアップして調査をやったり報告書を出したりというような行為が、参議院においてたしなめられたので、文書をもってこのような恥ずかしいものを関係住民に周知徹底せざるを得ないというふうな、これは大蔵省ともあるもの、まさに醜態というはかないのであります。これはど今国有地にかかわる大蔵省の権威というものの、重みというものが問われているのです。

そこでお尋ねをいたします。大蔵大臣、国有地の管理処分については何を基準にして措置が行われるか、またはやはり公共目的に使用するというのが、

○竹下国務大臣 国有地というのは、国民共有の財産であると同時に貴重な国土でございますので、

基本でありまして、したがって国及び地方公共団体において利用する計画がない国有地につきましては、民間活力の導入によって都市再開発や住宅建設の促進に資する、あわせてそのことは財政取入にもなるというところでございまして、まず例えば東京都内……（渡沢委員「何が物差しかという事です。処分の判断の基準は何かと聞いています。」「とつぶや）まず処分の対象にするのは公共目的等でないもの、これを処分の対象にするわけであり

○渡沢委員 聞いた趣旨が通じてないようですが、私の方から申し上げますが、国有財産中央審議会の答申というのがあります。これは公用目的以外には、つまり民間には売らぬ——国有地の処分の不正をめぐって大変スキャンダラスな事件が相次いであった。その答申を手直して当面答申というところで、あなたの責任において問うて答えて得ている答申がある。国有財産法もある。会計法もある。ですから、国有財産の処分に当たって一番大きな物差しは何かと言え、私は答申に尽きるだろう、まず答申が基本だろうと思うので、そのことを聞いています。

○竹下国務大臣 当面の問題は確かにおっしゃった答申、これが基準であります。

○渡沢委員 答申も私が一緒に申し上げて大変忙しいことではあります、時間がありませんので先を急ぐことにいたします。

そこでこの答申、私が言うまでもないんですけど、これはある意味で非常に問題なわけですが、国有財産の処分に当たって、国の財政収入の増加を図るために処分に道を開いたということであり、しかもかわらず、その中での原則というものの、国有財産というものの重み、その扱いに対する原点というものは、言うまでもありませんが、明確にしてあるわけですが、ここで再々強調されていることは、まず地方公共団体等に対して優先的にその利用要望地を特定する機会を与える、国有地の払い下げに当たっては、買い受け等の手段によって国有地の地方公共団体による利用というものに機会を与える、これをすべてに優先す

る、こういうふうに答申に明記してあるわけであり  
ます。

○今度国有地等有効活用推進本部というものが、  
総理を本部長にしてきたわけであり。竹下  
さんもこれに、大蔵省が軸になって参加をして  
おるわけであり。この民間活力導入のための  
払い下げという措置は、当然この答申の趣  
旨にのっとり行われなければならないというこ  
とは、改めて言うまでもないと思われ。そう  
いうわけで、まず地方自治体に、国有財産の  
処分にあたっては、この利用について問うて、地方  
公共団体がこれを買い受けその他の方法によつて  
活用しないということが明確になったものにつ  
いて、初めて民間に払い下げの対象になるこ  
と、さう思うのであります。そういう考え  
方でこの推進本部は作業しているというふう  
に理解していいです。

○竹下国務大臣 まずは東京であれば二十三区  
のそれぞれ、あるいは東京都に意見を聞いて、そ  
で自分の方でもこのような計画で使いたいとい  
うものがあればこれは除外して、そうでないもの  
が対象になることはおっしゃる通りであります。  
○波沢委員 私は東京選出の議員であります。こ  
に、東京の都内から公有地について大変たくさ  
んこの本部に持ち込まれて、これが民間払い下  
げの対象、言葉は払い下げとは言いませんけれ  
ども、民間活力の導入の可能な財産、こういうこ  
とになりまして、民間活力導入検討財産一覽表とい  
うものを大蔵省が絞り出して、そして、さあこれ  
が民間利用の払い下げの対象になる国有地でご  
ざいますというものを、第二次提出ということ  
で、大蔵省が東京都内に絞って十二件、この推進本部  
に提案をしておるわけであり。したがって、  
今大蔵大臣が答えになりましたように、当然答  
申の趣旨を踏まえて、まず地方公共団体の利用を  
問うて、問うた後に、地方公共団体の利用がない  
ことが明らかになったものに絞って出されたもの  
だというふうに理解をするわけであり。そう  
いうことでしょうか。

○中田政府委員 昨年の十月十六日に、東京都二  
十三区内における民間活力導入検討対象財産とい  
うのを、中西民活大臣の要請によりまして大蔵省  
で作業をいたしまして、まとめて推進本部の方に  
報告をいたしました。これは実は九月にさうい  
う御要請があつて、非常に急いでやったもので  
から、この公表した段階におきましては、まだ東  
京都なり二十三区なりの利用要望は聞いておりま  
せんでした。したがって、その後そういう手続を  
いたしました。

○波沢委員 あなたが認めるように、推進本部に  
提案するのには地方公共団体の意を問はずして出  
した。しかも出した書類は、言うまでもありませ  
ん、推進本部に出しておるのです。これは役所の  
書類ですけれども、民間活力導入検討対象財産と  
いうことで、具体的に国有地十二件、東京都内か  
ら出している。これは民間払い下げの対象財産で  
す。御検討ください。と。大蔵省が文書をもつ  
て推進本部に出したのです。ところが、その書類  
は、事前に地方自治団体とは全く相談してない  
のです。この文書にもわざわざ、本件上記の財産  
については、地方公共団体等に対して買い受け等  
要望の確認は行つていませんと書いてある。将来  
地方公共団体等から要望が出てきた場合には別途  
調整の必要がありと、これは正直に書いてあ  
る。しかし、それではこれは民間活力導入検討対  
象財産ではないのです。現に私が資料を要求し  
たけれども、拒否した。地方自治団体から、二十  
三区その他東京都等から、これらについて買い受  
け等の意思があるかどうかについて文書が出てお  
るのです。出てないものもあるけれども、その一覽  
表を持つてこいというのに持つてこない、拒否し  
た。これは私は承知せぬ。そんな、ないし、や  
らなければならぬようなことではない。

ところが、その中には明らかに、例えば清掃事  
業、ここはこう地方公共団体として使いたいとい  
うのが出ている。当たり前ですよ。出ていないの  
もある。買えませんが、買いたいけれどもお金があ  
りませんというのがあるのです。ですから、まず

そういう手続を経て初めて、地方公共団体が要  
りませんと言つたものについてだけこの財産表に載  
つて、推進本部で検討するということになるじゃ  
ありませんか。さっきの大臣の答弁でいへば、答  
申の精神からいへば、そのとおりです。これは全  
く手続を基本において間違つておるのです。

今、急ぐからという答弁があつたけれども、答  
申には何と書いてあります。大蔵大臣、答申の  
中で払い下げ利用の鉄則というものが二つ具体的  
に明記されている。一つは、さっき言いました、地  
方公共団体にすべてに優先してその利用の可否を  
問ひなさい、これが一つ。二つは、「地方公共団  
体等に対し、未利用国有地を一定期間（原則三年  
程度）内に買受け等するよう勧奨し、こう書い  
てある。つまり、そうやたらにはつたらかして、  
買うか買わないか決まらぬのは困る、限度があ  
る。原則三年程度と答申には明記してあつて、一  
定の期間内、地方公共団体が未利用国有地につ  
いて買い受けするようなことを勧奨し、書いてあ  
る。大蔵省は、国は、お買いなさい、利用しな  
さい、ということ三年程度の範囲内においてじつ  
りやらせて、三年を超えない範囲内において、もし  
地方公共団体が買わぬという場合には、初めて民  
間等への処分を考慮する」と書いてある。

大蔵大臣、改めて問うが、あなたが諮問をいた  
しました国有財産中央審議会の答申を、この当面  
答申の鉄則を、あなたは大蔵大臣として守る意思  
があるかどうか、はっきり答えていただきたい。  
○竹下国務大臣 五十八年一月二十四日の答申  
は、基本的に守つていくべきものであると考えま  
す。

○波沢委員 それなら、提案をしたいと思つた  
す。大蔵大臣、推進本部に提案をいたしました東  
京都内の十二件の国有地については、これはこの  
まま大蔵省が推進本部に提案をしたということ  
間違ひである、答申の趣旨からいって重大な間違  
ひであることをあなたは認めになつたわけ  
です。これはまず撤回しなさい。推進本部を代表し  
て、あそここの本部長は中曽根さんだし、座長は官

房副官だから、あなたはその二人にかわつて、  
これはやめなさいと言えませんが、大蔵省として  
は、大蔵大臣としては、答申の趣旨からいって、  
このまま出して検討をしてもよろうように出した処  
置は間違ひであるからこれは撤回をして、これら  
の十二件について地方公共団体等の明確な意思表  
示を整理した上で、改めて推進本部において検討  
に値する財産に絞つて再提案をするという処置を  
あなたがとらなければ、答申を守るといふ今の言  
明になつてこないわけ。この点は明確に意思  
表示を願ひたい。

○竹下国務大臣 先ほど来事務局からもお答え  
いたしております。いわば可能性のあるところ  
のリストをつくつてみてくれ、こういうこと  
でございまして、したがつて可能性のある、  
可能性を包蔵しておるリストをつくつて、そこで  
正直に書きまして、これは地方公共団体からの要  
望がありまして調整を要する問題です。という  
ことまで正直に書いて出した、こういうこと  
です。

○波沢委員 今私の言つたことには同意します  
。これは間違ひを認めなければいけませんよ。  
やり直しなさい。  
○竹下国務大臣 撤回といひましても、可能性の  
あるものを出してこいというのですから、したが  
つて正直にそこに書きまして、これは地方との調  
整が必要になるものもあります。ということも書  
て出したわけですから、いわば政府内部で資料要  
求されたと同じことだと理解をいたしておりま  
す。

○波沢委員 そんな無責任な答弁はありません。  
答申の趣旨からいって、大蔵大臣の責任を果たす  
ことにならぬ。私は大体大きな声で物を言うのは  
嫌だし、社会党でも最も温厚をもつて鳴る議員  
であるからして、余り強いことは言いたくない方  
なんだ。その私があえてだんだん声が大きくなつ  
て、身を震わせてあなたにこの責任をただす。こ  
れはあなた大蔵大臣、国有財産の管理運用につ  
いての責任は本当に大きくとらえてもらわないと大

変だよ。そういう意味で、これはあなたは率直に認めた、認めざるを得ないので。

では聞きますが、正直にこう言ってしまったと言うけれども、検討財産として出したことは間違いないことは認めない。したがって、これが全部民間活力の材料ではない、今それを選別中であるという意味で、そういう説明のし直しを推進本部にやるということをしなれば、あなたの論理は矛盾しますよ。それははっきり言います。そうすれば先にいきます。

○竹下内閣大臣 でございますから、上記財産については今後地方公共団体からの利用要望があれば別途調整を行う必要がありますということをし述べて、これは資料として提供したということでございますから、政府内部の資料でございますので、強いて言えば、民間活力導入可能性検討対象という言葉でも使えば、今の趣旨からすればよかったですかと思いますが、部内の資料でございますから、ちゃんとそういうことも十分説明の上で、条件つきと申しますか、説明の上で出しておりますので、大きく趣旨に外れておるといふうには、私どものサイドに立てば、必ずしもそういうふうには思っていないということでもあります。

○沢沢委員 これは全く大蔵大臣の国有財産に対する責任感をよそに置いた答弁である。ここで議論していると、時間が非常に限られておるので、ほかの問題で尋ねることができませんからやめますが、これはいまだあなたの方の方も考え直してもらわないと困るという状況があると思えます。

林野庁においていただいておると思うので、ちよつと林野庁に具体的なことでお尋ねするが、林野庁の職員の宿舎の六本木にある用地、このことについては、一つは当該の地方公共団体の港区から、この地域において業務立地が高度に進んだ結果、夜間人口に対して昼間人口の割合が非常に高くなっていることにかんがみ、定住性のある住宅を整備し、職住近接、夜間人口の確保をねらいとして、住宅・都市整備公団にその事業を行わせることによって低廉な住宅を確保するよう要請して

きている、これが港区の林野庁に対する要請である。林野庁はどのように港区の要請を受けとめておられますか。

○江藤説明員 林野庁でございますが、六本木の公務員宿舎敷地につきまして、林野庁といたしましては、国有林野事業の改善計画の一環といたしまして、これを売り払う方向で現在検討を行っているところでございます。

売り払いの相手方といたしましては、公用、公共用の優先という考え方をからいたしまして、東京都及び港区の意向を受けまして、住宅・都市整備公団を有力な候補といたしまして、当該跡地の利用が地域の開発計画に即した適正な計画となるように、かねてから打ち合わせを行っているところでございます。今先生から御指摘のありました要望書につきましては、確かに林野庁に出しておるわけでございまして、御要望の趣旨を体しまして、快適な住環境の整備に資するように住宅・都市整備公団と種々お話を進めているところでございます。

○沢沢委員 林野庁はこの港区の意向を受けて、その趣旨に沿うように、公団への払い下げを前提として話し合いをしているということでありまして、そういう意味では、公団に払い下げるといふ基本方針は決めたわけですね。今何を折衝しているのですか。

○江藤説明員 お答え申し上げます。

ただいま住宅・都市整備公団の、今後この六本木跡地につきましても利用計画について、具体的なものはまだ出ておりませんのでわからないわけでございますが、その辺のところをいろいろ打ち合わせまして、できる限りといいますが、地元の御趣旨、要望に沿うような、計画に沿うようなお話し合いを進めているところでございます。

○沢沢委員 林野庁としては、先ほど私が読みましたような趣旨の区の要望をもつて林野庁に対して求めている、それを受けて公団と折衝している、公団側からまだ利用計画が出ていないので確定に至らないけれども、地元の意向に沿うよう

な考え方で利用計画を検討して払い下げを決めていきたい、そういう趣旨で御答弁があったというふうに思います。それは非常に結構なこと、地方自治団体の意向に沿うような処置、対応というのがやはり決定的に重要であるというふうに思うわけであります。

ただ、それが具体的にどうかということ、公団が提示する利用計画を見なければ判断しかねる、こういうことであります。その利用計画が、地元区が要望する趣旨に沿うものかどうかを検討して、それでこれが国有財産処分の方針に合致する適正な払い下げになるかどうかという判断に資したい、こういうふうな受けとめたわけですが、それでよろしいですか。

○江藤説明員 そのとおりでございます。

○沢沢委員 大蔵省の方は、こういう六本木の林野庁の公務員宿舎跡地の処置のあり方については、今林野庁の態度を聞いたわけですから、けれども、どういう態度で臨んでおりますか、お尋ねします。

○中田政府委員 この六本木の林野庁の宿舎、十月の民営化検討対象財産にリストアップしたわけでございますが、その当時から、林野庁の方で林野改善計画に従って六十年途中で処分したい、地元の意向もある、これは住宅公団に処分することを考えておるといふ話は聞いておりましたし、住宅公団そのものは、先生も御承知のとおり、国有地を随意契約で売った対象になっておる相手方でございますから、基本的にそういう方針であれば結構ではないかというところで考えております。

○沢沢委員 林野庁が答弁しておるように、大蔵省も公団が提出する利用計画を検討して、払い下げが適法かつ適正なものであるかどうかという趣旨について判断をする、これが一つ。

それから、林野庁も、地元港区の要請というものを尊重する立場で、この跡地利用に関する公団の利用計画というものを検討していきたいという趣旨を述べておったが、大蔵省もそういう判断を尊重して同様の検討を加えるということに、今の

答弁は受けとめてよろしいか。

○中田政府委員 一義的には林野庁が御判断なさいます、林野庁の意向が固まりましたら大蔵省に協議という形でやってまいりますので、そのときにはおっしゃるような考え方で対応してまいりたいと思っております。

○沢沢委員 地元の要望を尊重するということを明らかにしたことは非常に結構なことですが、これは後で利用計画などが出てきたときに必ず問題になる。地方自治体の中でも問題になることありますから念を押しておきますが、当該地方自治体港区、林野庁も大蔵省もその希望に沿っていきたい、こうおっしゃいました港区の要請というのは、これは先ほど私が言いました、林野庁に聞いたときに申しました表現は、これは林野庁の業務第二課から大蔵省に報告しております六本木公務員宿舎敷地の売り払いに関する報告の中の文章をそのままの言葉で、港区がこう言っておるといふことを申し上げたわけでありまして、そのまま大蔵省に港区の要望を伝えていると思うのであります。もう一度言いますと、「この地域において業務立地が高度に進んだ結果、夜間人口に対して昼間人口の割合が非常に高くなっていることにかんがみ、業務・商業施設を整備するとともに定住性のある住宅を整備し、職住近接、夜間人口の確保をねらいとしている。」こういうことになっているわけでありまして、

そうしてまた、別途港区の区長から林野庁の長官に提出いたしました書類の中でも、特にいろいろ書きまして、整備公団に売り払いをされるように希望いたします。そして低廉な住宅を確保するように、夜間人口の確保とあわせて低廉な住宅の確保とということを強調明記して、港区長の名において林野庁の長官に文書の提出を行っているわけでありまして。この趣旨を具体化していく。そういう公団の利用計画であるということをお願いしながら、地元自治体、地元の意向に沿うようなものとしてこの跡地の利用計画を考えていく。本当はこの自治体だって、のどから手が出る

ほど欲しいけれども、今東京二十三区や都の財政で、幾ら随契で買取りができるといっても、そう簡単にこれだけのスペースのものを今の地方財政が買収できるものではない。特に高齢化社会へ向けて、地域における医療施設の問題とかいうものやあれこれ考えると、公有地というものを確保しておきたいという願いをどの自治体も国以上に持っている。年をとつたら、今のような老後施設の薄っぺらな東京ではとても生活できないという声に、地方自治体はどう回答しようかと非常に苦悩している。そういう意味では国有地、公有地の存在というのは、大都市においては非常に価値ある存在である。その痛みが一番よくわかっている地方自治体は、のどから手が出るほど欲しいのです。だから、一握りの資本力を持った民間デベロッパーの手によつて思うがままに開発されてしまふ、マンションといったって人の住まないマンション、みんな事務所、オフィス化している、こういう状況の中で港区の切実な要求がある。そういうことを踏まえて、今林野庁や大蔵省がこの大蔵委員会において、国の態度として、この国有地の処分にあたっては地元港区の意向というものを尊重した利用計画というものを堅持して払い下げを決めていく、こういうことを表明されたことは非常に重要なわけであります。

そういう意味で、くだいようだけれども、時間がないにもかかわらず、特にその点を念を押しておいたわけであります。林野庁は非常にすっきりしてわかつておる、大蔵省はどうもすっきりしない。もう一回、イエスカノーかぐらいのことではその点は明確にしておいていただきたい。

○中田政府委員 六本木の宿舎の問題につきましては、これは林野庁特別会計の財産なものですから、処分するものを決定するのは林野庁でございます。私どもの方は協議を受ける立場でございますが、協議がありましたときには同じような気持ちで対応してまいりたい、このようにお答えした次第でございます。

○沢沢委員 せっかく林野庁が見えておるので、ちょっと尋ねておきます。

さつき言いました、林野庁が大蔵省に出したレポート、報告書の中にこういう一項があるのです。「この公務員宿舎敷地を含む近隣一帯の再開発が、住宅・都市整備公団のほか周辺地域の開発を担当することとなる民間デベロッパーにより行われることになり、この公務員宿舎敷地の売却が、この地域全体の開発に役立つであろう、こういう文章があるわけですが、ここで言う周辺地域の開発を担当する民間デベロッパーというのは、ちなみに具体的に言うところのことを指しているのですか。」

○江藤説明員 先生の御指摘がありますような港区議会の要望書の趣旨というものは、区議会といたしましては、公団住宅の建設等によりまして同区の定住人口の確保、増大というものが図られることを要望しておられるわけでありまして、その点については十分に考慮しておるわけでございます。先ほども申し上げましたように、住都公団からまだ具体的な土地利用計画の提出は受けておらないわけでございますので、その点不明でございますけれども、同公団の性格にかんがみまして、今後適切な利用が行われるというふうに考えておるわけでございます。民間その他の、今先生の御指摘のありました相手方というのは特定はしておりません。不特定なものでございます。

○沢沢委員 ここでは答えにくいということだろうと思つて、これ以上聞きません。

そこで、最後にただしておきたいのは、三月二十六日付で港区議会の議長名をもって建設大臣、これは大蔵大臣にも、関係の各省庁の責任者に要望書が出されております。これは決議と言つていいですね。区議会満場一致の決議と言つていいのです。これは一言で言うと、港区当局は、二年も前からこの林野庁の宿舎敷地払い下げ計画について、定住人口確保の施策の一環として、都市整備公団による公団住宅の建設の実現を要請してきたのです。しかるに、最近同公団は、周辺地区を整備した上で民間に払い下げ、公団住宅はその一部と伝えられている。主として公団住宅の建設を要

請してきた港区にとつては、これらの動きに強い関心を持っているところであります云々といつて、再度、当初の区が要望してきた、公団住宅の建設を主軸にした開発を要望してきているわけであります。

つまり、公団は最初と最近がらんと変わってきた。そして全部または一部を民間に、土地の整備だけやって払い下げてしまふ、こういう動きが出てきた。このことについては超党派で港の区議会は重大な関心を持たざるを得ない、どうしてか、まあ、こう叫んでいるわけであります。これが三月二十六日の港区議会の決議です。これは非常に重大だと思つたのです。非常に重大な重みを持つております。地域を大切にすると答申が言い、大蔵省も言い、林野庁も言い、国有財産の処分に当たっては、当該地方団体の意思というものを大事にして、再三繰り返して述べてきている。その趣旨から言うと、この状況というものは、この決議の重みというものは非常に重大にとらえざるを得ない。このことについてどのように対処しておられるか、どう受けとめておられるか、大蔵省の意見をお聞きたい。

○中田政府委員 恐らく建設省が今検討しておられますいわゆる公団方式、その行動がきっかけになつてこのような決議が行われ、要望書が出されたものだと思つて、六本木のこの案件は、実はああいう公団方式の議論に入る前から公団を中心にしてこのことを考えておりましたので、恐らくこの案件につきましても御心配のようなことを、林野庁は必ずしも考えておらなかったのではないかと感じを私も受けております。

いずれにいたしましても、基本は地元の利用要望なり、こういうふうに使つていただきたいという要望なりを十分そんたくしてからならなければ、どんな計画も円滑に進行しないんだと思つて、そのためには、十分な話し合いなり調整なり、そういうものが必要になつてくるので、一方的に進んでいくということはないと確信いたしております。

す。

○沢沢委員 林野庁、今の点について簡単にいいですから、同様の態度かどうか。

○江藤説明員 林野庁といたしましては、当該敷地を、国有林の敷しい財務事情にかんがみまして、改善計画の一環として売り払ふこととしてきたものでございます。したがって、当該敷地が民活対象財産となつた経緯におきましても、改善計画の一環といたしまして、実は昨年度中に売り払ふことが前提となつておつたわけでございます。いろいろな事情で延びておりますが、今後可及的速やかに売り払ふような条件整備を努力していく、そういう考えでおります。

○沢沢委員 時間がありませんので、最後に公団と大蔵大臣の所見をただして終わることにしたいと思います。

大蔵大臣、これはもう説明するまでもなく、例えば国会の他の委員会でも議論になりましたG地区研究などについて、林野庁の今尋ねました宿舎の跡地、宿舎用地の隣接地点を森ビルの、一民間の開発企業の何やら財団が全部金を出して、そして建設省の幹部職員がこれに参画して、ちょうど谷間になつて、ここに手をつけないければ、その周辺一帯の面的な開発、快適な開発ということにはふさわしからざる問題の箇所も開発計画を、時間と金をかけて、私も手に入れて読まされたけれども、大変なレポートをつくつておられる。そういうことがあって、いや、それは結果においてたまたま隣接地にそういうことをやられたにすぎないなどと言つていますが、これは大変奇々怪々の感を国民に与えているわけであります。

また、その推進本部の実務機関であります企画小委員会というのは、実体はアドバイザーグループという民間有識者の代表というが、実際は、よく検討してみると、その中ではまさに今港区が地区計画あるいは整備計画を立てて、そして住民に問うている、この六本木の宿舎を含めたその辺一帯の土地の買い占めを一生懸命やつていて、有力なデベロッパーの代表がこのアドバイザーグ



ループの有力なメンバーとして、国有地の払い下げのあり方について影響を与える意見を述べている、参画をしているというふうな事実も、これはどう言い繕おうと、大変異様な状態ではないか。

西戸山の、参議院で指摘をされたような、大蔵省とまだ決まってもいない一企業とが連名でさまざまな事業に取り組むなどという、こういう醜態。何か国有財産の有効利用に名をかりて、そして民間活力の導入に名をかりて、一部、一握りのデベロッパーとの癒着が非常に進んでおられるのではないかと懸念を国民の間に広げつつあると思うのであります。私は最後に、大蔵大臣は国有財産の管理責任を最大に持っておられる大蔵大臣として、こういう状況の中で毅然とした態度で、答申の趣旨ののっとった厳しい対応を貫くように、改めて求めておきたい。

〔堀之内委員長代理退席、熊谷委員長代理着席〕

それから、公団の代表がおいでになっておられますが、先ほど来の港区の議会の決議あるいは林野庁や大蔵省に私がたてました内容を踏まえて、まだ利用計画を出しになっておられぬようですけれども、地元の自治体の意向を尊重する、この大原則に立ってこれからの利用計画——あそこはぜひ買い受けて仕事をしたいという手を挙げたんだから、公団としての基本的な態度を、この際明確にしておいていただきたいということを最後に求めておきます。

○救済委員 先生のお話、若干お話ししていただきますと、計画は現在港区の方で都市計画としていろいろおつくりいただいております。私もそのお手伝いをしていこうという立場でございます。したがって、私も当然その計画の中に港区の御意向あるいは東京都の御意向というものが十分反映される、また、その都市計画が決まった後、私もそれがそれにタッチするつもりです、もっとそれを受けて具体的な計画ということになるかと思いますが、いずれにいたしましても、港区、東京都で定住人口の確保というこ

とがこの計画の一番基本になっているわけでございます。私も、私もそれを十分に尊重した計画を立ててまいりたいというように考えております。

○渡沢委員 大蔵大臣。

○竹下国務大臣 今救済委員さんからお話がありましたが、そういう経過でございます。だから、一義的にはこれは区、林野庁、そして住都公団と私も当然協議があるわけでございますから、その際は十分意を体して対応していかねばならぬ。確かに千代田区とか港区というのは、もう区議会すら、それは与野党を問わず、定住人口、夜間人口が少なくて昼間人口ばかりだ、こういうことを絶えずおっしゃいますので、そういうことは十分念頭に置いて対応すべき問題であると思っております。

○渡沢委員 一般質問でまた改めていただきたいと思います。きょうは終わります。

○熊谷委員長代理 伊藤茂君。

○伊藤茂君 議題となっております法案に關連いたしまして、短時間ですが幾つか伺いたします。

まず、大臣に二、三伺いたいのであります。先般四月九日に対外経済対策が発表されました。本会議でも、我が党の川崎さんを初めさまざまな議論が行われたところであります。あのような対策が発表されましたが、前途はなおかつ困難であろうということが連日のように報道をされているわけでありまして、ことしの場合には、例年とは、今までは違っているということがさまざま報道されております。例年ですと、三月、貿易収支の数字が出て、それからさまざまな対応が議論されて、サミットは円満に開かれるということのごいでしたが、ことしはそれとは違うのではないだろうかと言われているわけでありまして、このままでは、大蔵大臣も御出席になるでございましょう。ボン・サミットでも、相当集中砲火もあり得るのではないだろうかということが言われているわけでありまして。

この間発表されました対策で、七月中につくられるアクションプログラム、原則三年ということであるわけですが、その作業に入るわけでありまして、あわせてやはり何らかの第二次のいいましか、方策も必要ではないだろうかというふうなことも言われているわけでありまして。九日に発表されましたあの対外経済政策、その後の状況、それからサミットを展望するというふうな中でさまざまな省庁が関係をするわけでありまして、いろいろな意味で大蔵省が、また大蔵大臣の立場が焦点になっているという面もございまして、その辺どのようにお考えになっておりますか。

○竹下国務大臣 当面は、九日に発表いたしましたこの事項をいかにして実行に移していくか、こういうことであらうと思っております。

そこで、いわゆるその問題の後に起こった事実として、OECD閣僚理事会と、それから四分野の総攬をする役目が安倍・シュルツ会談というところでございまして、その二つがあるわけでありまして。したがって、このOECDの閣僚理事会は、アメリカには財政赤字とドルの独歩高、日本に対しては黒字問題、それからヨーロッパに対しては構造問題、三つそれぞれ指摘をしておられますが、基調となるものは、たびたびこの議論を詰めているような「インフレなき持続的成長」というものをお互いが守っていこうという基調はそのまま変わらないというふうに思っております。その後安倍・シュルツ会談で、きょうの閣議に報告がございましたが、いわゆる四分野のそれぞれの問題を総攬するという立場におきましては、双方ともこの努力を評価し、今後これを実行に移すことが確認をされたということでございます。

そうすると、今度続くのがボン・サミットであろうと思っておりますが、ボン・サミットに対していろいろな議論がございしますが、要するにウィリアムズ・バグ・サミット、そしてロンドン・サミットというふうに続いている議論というものは、一つの国に、いわば経済政策に財政が

出動して機動的役割を果たさしめることは、極端に言うとも失敗だった。したがって、日本で言えば昭和五十二年、三年、いわば大量の公債発行もやりながら景気を引っ張る役割というもののこたえてきたけれども、イギリスであろうとフランスであろうと、もともと宗主国でございまして、かつての英領とどこか公債とどこかということところが、日本さえやっているのに、かつての宗主国もやるべきだということで、残ったものは結局財政赤字と高金利で、むしろ開発途上国はそれで困った。したがって、これからは先進国そのものも、「インフレなき持続的成長」というものを基盤に経済運営をすれば、結果としてそのことは開発途上国にもいい効果をもたらすことである。

こういう基調になっておりますし、一月の初旬の五カ国大蔵大臣会議でもその基調は変わらないわけでございますから、急にこのボン・サミットで、今までの基調を変えた、財政が活動する経済政策というふうなものを議論するには非常に飛躍になるんじゃないか。私はこういう気がいたしますので、やはり従来の「インフレなき持続的成長」というものを、それぞれの国が一生懸命そういう努力をすることによって、当面起こっている、アメリカが抱えているのは高金利とドル高、日本は黒字、そしてヨーロッパは構造問題、そういう問題をお互いが指摘し合いながら、その中で当面可能な限りの協調した政策をとろうというのが、今度ボン・サミットへ臨む際の、経済問題になりますと私が出かかっていますので、基調ではないか。まだはつきりどういふ議題が決まったわけではございませんけれども、当然そんな話をしなければならぬではないだろうかというふうに考えております。

〔熊谷委員長代理退席、熊川委員長代理着席〕

○伊藤茂君 基調としての「インフレなき持続的成長」、前から言われている、強調されているベースでありますけれども、現実の方は非常にドラスチックに差し迫っているという状況だと思

います。九日に発表された中身でも、何か努力をするという姿勢は見たことになると思いますが、現実に、先般発表された数字でも三百五十億ドルを超える貿易黒字、その九十数%がアメリカという状況ですね。この数字には変化というのが難しいというのが大方の見る目であろうと思います。大臣は、先般発表されたあの内容で、そういう数字の面でも何か変化は起きるというふうにお考えになりますか。百ドル買いなさいという、何か電車につり広告まで総理の名前入りでなさっているそうでありますけれども、こんなものも、いきなり何か効果が出るわけでもありませんし、この間発表されたもので数字面でも何か出るというふうには考えられないと思

います。御判断は……。

〔熊川委員長代理退席、熊合委員長代理着席〕  
○竹下国務大臣 私、この間発表いたしましたもので直ちに量の面、すなわち数字の面に出てくる効果というものは、そう大きく期待することは困難であるというふうに思っております。やはりこの問題が数字の上に出てくるのは、中期で見なければならぬではなからうかというふうに考えます。実際問題として、百ドル買いまいしよ、こう言いました。買ものがあるかということになる

と、日本の方が、何でもかんでもじゃございませんけれども、安くていいものがあるわけでございますから、それはみんなが工夫しなければならぬところでありまして、本日は、じかに舶来品を買うのが一番効果が上がって、ほかの施策というものは端的な効果というのとはなかなか出てくる問題じゃございせんので、定量的なものがいければあの日九日の発表ですぐ数字にあらわれてくるという状態ではないだろうと私は思います。

○伊藤(茂)委員 いずれにいたしまして、ボン・サミットを乗り切れるかどうかということもあるでございまいしけれども、何らかのマスタープランといえますか、中長期的に見た大きな柱を大体どうするかというのを研究、検討しな

ければならないという段階だろうと思えます。ですから、総理のおっしゃった、百ドル買いまいしよということにいたしましたも、日本の消費者にすれば、安くて非常にいいもので、サービスもいというふうになれば当然売れるわけでありまして、じゃ一体そういうものの構想というものをどうで

○竹下国務大臣 内需拡大ということにだれしも反対する者はおらぬ、要はその手法である。私がいつも本委員会等で申し上げておりますのは、いわば今の所得税の三分の一に当たる五兆円を減税すると輸入が何ぼふえるか、こう言いますと、七億ドルと、こう言います。それから、公共事業を三兆円やれば輸入が何ぼふえるか、まあ日用品もございまいしよ、鉄鉱石なんかふえてくるでございまいしよ。そういうことでやってみると十三億ドル。そうすると、やはりその効果というものは、皆無ではないが、実際問題としては数字の上では

は着実に進んでおる、こう思っております。それから消費。シェルスさんも財務長官もしておりましたし、いわば財政通でございまいしよ。あの人は、一つの反省もあるかもしれないけれども、アメリカは減税した、それによって消費を刺激する、と同時に貯蓄がふえる、その貯蓄が企業の投資等に回っていく。ところが銀行へ行かないで、全部百貨店へ行っちゃった。だから消費はふえたけれども、一方、貯蓄は思うように進まなくて、結果として今日のような高金利ということになっておる。そういう気持ちでございまいしよ、日本が何せアメリカの三倍の貯蓄率があるということがなかなか相手方にはわからぬことじやなからうか。

その中の一つで、けさの各新聞を見ますと、昨日の政府・与党首脳会議ですか、内需拡大論をめぐっていろいろな議論があったというぐあいには報道されております。何か宮澤さん、河本さんが主張して、竹下さんも一応の理解とかあるいは消極的とかいうような、新聞によつては報道がござい

○伊藤(茂)委員 そういう趣旨からいたしますと、私も報道で読んでおるのですが、先般シェルス国務長官が言われている、貯蓄を投資、消費に回すように、あるいは金融自由化についての一段の措置とか出ておりました、それについてはいかがですか。

それはいろいろな理由があります。勤儉貯蓄の精神というのを我々子供のときから習ってきたという、その国民性もあると思うのです。だが、あの貯蓄があつたから公債が発行できて、その割には金利も上がらないで、第一次石油ショックも第二次石油ショックもこれで克服したんじゃないか、私はそう思っております。そして、じゃ、貯蓄奨励策をやめろと言つたら、これはやはりいわゆるマル優廃止とか、そういう議論にもなつてくるでございまいしよ、今度の法律でも通していただきました、にわかに対応できるものでもない。だから、貯蓄するのがけしからぬというの

しかし、例えば河本さんが、内需拡大のためにさまたげの手がある、その中の一つとして大型減税、今日の時代でいえば四、五兆ぐらいのものをというふうな提案をなさっております。これは今日の財政事情からすれば、財政再建のスケジュー

○竹下国務大臣 今の三番目に指摘なさいましたいわゆる金融市場の開放、これは進んでおると思つております。だが、いわゆる貿易市場を含めた市場開放は、これは至上命題としてやっています。これは原則的にはそういうことが大事だといふことはわかりますが、金融・資本の自由化

私はいいいことだと思つてます。だが一方、いや、日本は老後の保障とか、そういう問題ができていないから貯蓄率が高いんだ、こういう議論をなさる人もありますが、これとてアメリカと比べたら何ら遜色ないほどちゃんと充実しておる。だからやはり、貯蓄をする国民性というのはいいいことだと思つてございまいしよ、したがって、貯蓄をしないで、下世話な言葉で言えば、ぜいたくせいと、こういうことにはなかなかくみするわけにはいかぬ。ただ、可能な限りその貯蓄がいわば国内の市場で投資とかそ

持ちも、私はわからぬでもありませんけれども、しかし、あの日本の貯蓄が結果として資本流出になつておるから、あれでアメリカの金利はあそこでもとまっているのじゃないか、あれがなかったらもっと上がっているのじゃないか、こういうことも私は折に触れ話し合ひをしておるところであります、シェルトさんの言つておられますのは、おむねの原則を言つて、日本にそれを強要したという事ではないというふうに私は思つております。

○伊藤(茂)委員 大臣の御説明にあるように、なかなか難しい問題が確かに目の前にあるわけでありまして。しかし、目の前の対応あるいは局面を糊塗すると言つては失礼でございますけれども、何かやはり目の前の対応だけしておるわけにはいかない今日の状況だと思ひます。ですから、いろいろな意味で、先般の対外経済対策の発表のベースとは違つた、もっと中長期的な、あるいはもっと構造的な面での考え方を、やはりこれは政府としては内外に明らかにしていく、そして世界並びに日本の経済発展の方向をきちんと主張するといふことが必要ではないだろうか。

その中では、私もアメリカに対して要求すべきこと、もっと声を大にして毅然と言ふべきこととはたくさんあると思ひます。それは、財政赤字にしろ高金利にしろ、先般の本会議で何つておりますと、そういうことも言つておられますということを総理は言われておりますけれども、これは日本もECも含めた大きな声として迫るべき問題であらうというふうに思ひますし、また内需の問題についても、景気、減税その他の問題も含めた大きな意味で、大蔵省、大蔵大臣は確かに財政再建について大きな使命感を持つて取り組まれていて、これも当然のことだろと思ひます。それらの枠組み全体を越えた大きな発想も必要である。そういう意味でのマスタープランといひますか、そういうものを持つて内外に提起をしていくといふことが必要ではないだろうか。

とですから、そういうこともあるんでしょうけれども、私も社会党から言へば、ロンとヤスだけではなくて、太郎とメアリーでですね、言うならば国民ベースの理解を得られる共通のベースといふものををつくらなくちゃならぬし、そういうものが必要であらうというふうに実は思つておるわけであります、これは大蔵省、大蔵大臣の立場で気持ちをお伺ひしたいのですが、そういうものと取り組みながら、サミットの場とかあるいは具体的なさまの対応とかをなさつていくことが当然必要ではないだろうかというふうに思ひますが、大蔵大臣としてはどうお考えになりますか。

○竹下国務大臣 今度七月までにアクションプログラムをつくらう、これは私、大事なことでと思つております。だから、当面はこの四分野の問題である種の理解が得られた。ところが、政府内部と国会とはまた違ひまして、アメリカは来年また選挙でございます。下院議員は来年すく二年に一遍でございまして、半数改選も来年でございまして、そういう角度から私に忠告する友人がおりますが、あなたが一月に五カ国大蔵大臣会議でアメリカへ来たときと、少なくとも国会はさま変わりでございますよ、なるほどそうだな。だから、いろいろな意味において、国会議員同士の交流というものも必要で、その都度この理解を深めていく努力もしなければならぬ、こういう感じも持つておるわけでありまして、やはり当面は、この決めたことをきちんと守っていくといふことではなからうか。そしてアクションプログラムができるそのころには、いろいろな議論もしてみなければならぬであらうというふうには思つておりますが、言ふべきことを言ふというのがやはり一番大事なことであります。

私も、要するにドルの独歩高といふのは、よく私も矛盾を感じますのは、先般こを通過していただいた関税の法律を議論してると、一%下げるとか一・五%下げるとかいう議論、まあそういう法律を見ながら、はてな、為替レートといふのは、たった四、五日前ともう今度二%ぐらゐ違ひているんじゃないか。そうすると、「為替

レートに比すれば関税などはアクセサリ」という川柳ができるんじゃないか、こんな感じがするぐらゐでございますので、関税率といふのは確かに象徴ではございましてけれども、したがつて、やはりそのドルの独歩高といふものについて、これは日本だけでどうにもなかなかできぬ問題でございまして、その辺をアメリカにも、それはやはり高金利といふことからそうなつてゐるんだからと。日本のような金利調整は、アメリカにはできない状態かもしれません。しかし、その中でも可能な限りの努力をしてみなければならぬといふ主張は絶えず繰り返してゐる。だから、結局サミットでも、ヨーロッパは構造問題、日本は黒字問題、アメリカは財政赤字とドルの独歩高、これが問題点として浮かび上がつてくるだらうという感じはいたしております。

したがつて、いま一つ考えなければいかぬのは、減税といつたつて、赤字公債を発行して減税するわけにもいきませんし、したがつて、三十九年までは公債残高はなかつた、四十九年までは建設国債だけで九兆七千億しかなかつた、そういうことから考えると、大量の残高を抱えながら財政といふものはどうしていくべきかという議論は、まだまだしていかなければいかぬ議論だといふふうには思つておるところであります。

○伊藤(茂)委員 竹下さん、さつき申し上げましたが、いろいろな意味で何か大きな柱を大胆に内外ともに立てるときではないかと思ひますので、議会の議論と違つて、現政府にもさまざまの御都合があるであらうし、うけれども、ぜひ御努力をいただきたいと思ひます。

は、今日の日米貿易摩擦問題は経済界、国民生活も含めて、何か「国難来る」のようなキャンペーンの雰囲気があるわけでありまして。そして、開戦前夜であるといふふうな話も出ますし、総理も、国民の皆さん百ドル買つてくだされといふふうな話もあるし、そういう異常な状態にあるわけでありまして。

【熊谷委員長代理退席、委員長着席】  
この貿易摩擦を見る目というのは、マクロの視点とミクロの視点、日の当たる場所と日陰の場所、いろいろな構造が当然あるわけでありまして、さつきお話しに出ました対外投資の関係でも、三百数十億ドルの対米貿易黒字がある。それから、日本の昨年の対外投資三百三十億ドルのうち二と二百億ドルぐらゐは、アメリカの債券購入や企業の買収の形でアメリカに投下されたといふふうに推定されてゐる。言うならば輸出で巨額のドルをつかんで、またアメリカの高金利で運用して、二重の利益を得ているといふことも言われております。これも現実だと私は思ひます。

それから、私も主張しておりますように、大幅減税を要求している私どもの立場からいひますならば、労働者、勤労者といふものが、一体そういうレベルと同じように、国全体の災難か問題のように扱われる必要があるのだからどうかといふことも思つておるわけでありまして、そういう問題について、日の当たるところ、日陰になるところ、マクロの視点とミクロの視点といふものを含めた対応を考えなければ、国民も協力しないと思ひます。いかがでしょうか。

○竹下国務大臣 同感でございます。ミクロの問題ですと、確かにいゝゆる通信衛星をいつ発注するかとかいゝような問題が出ております。あるいは電気通信機器でも、このような形で開放するとかいゝ問題が出ておりますが、マクロの問題では、何分日本経済の力が今日このような状態になつておるわけでありまして、なかつた金融市場における力なんといふのは大変なものだといふことになりまして、やはりマクロ経済政策の中



で、世界の中における日本経済の位置づけというのはきちんとやっていかなければならぬ問題だというふうに、私も承知しております。

○伊藤委員 ちよっと時間を勘違いしておりまして、あと時間が余りないものですから、輸銀と開銀について、それぞれまとめて伺いたいと思います。

大倉さん、お越しいただきまして御苦労までございますが、二つまとめて恐縮ですがお伺いしたいと思ひます。

一つは、今大臣のお話がありましたように、現在及び今後日本の対外経済の視点というものはさまざま変化をしているわけでありまして。これから先を考えますと、世界と日本とのかわり合いというものは、もっと大きな変動も予想されるでありましょう。戦後の輸銀の活動も、それぞれの歴史的段階に応じて重点が組まれていたわけでありまして。五十八年、五十九年、六十年の計画の数字をちよっと拝見をいたしますと、輸入金融、輸出金融、直接借款、投資金融、それぞれあるわけでありまして、五十八年の場合は輸入金融が対前年比マイナス八六％、輸出金融がプラス六％、直接借款がマイナス五六％などの数字が出ております。五十九年は傾向としては同じようだと思いますが、ちよっと状況が変わってきている。六十年の予算書に出ました数字を見ますと、輸入、投資を含め三千四百四十億円。今のこの状況を見ますと、日本経済が今までぶつかってきた経過、生の問題と見合っているような感じがいたします。また、政府政策金融でありますから、ぶつかっている問題に対して先見性のある対応というものも非常に求められるんじゃないかというふうな気もいたすわけでありまして。そういう意味で、対外経済取引に関する政策金融機関という立場から、その辺の経過を振り返って、今重点的に何をしなければならぬのかということ、先ほどの問答とも関連をしてお考えになるのかということが一つであります。

もう一つは中長期の視点の問題になるわけであ

ります。世界と日本のあるべき視野という大きな意味からいいますと、さまざま勉強させられる問題があるわけでありまして。その中で、別途の法案でもまた集約的な議論を私どもしたいと思ひますが、心配をすることが一つあるわけでありまして。それは、長い目で見てフエアであるべき関係、国際関係ということよりも、今日の日米関係を中心とした政治論が表面に出るといふような傾向があるわけでありまして、これも別途議論したいと思ひます。

昨年の九月に発表されました日米諮問委員会日本側委員長牛場さん、米国側委員長ベッカーさんのレポートをこの間読んでおりましたら、この中には日本のODAのことが中心に書いてありますけれども、具体的に名前まで挙げてまして、アジアの地域の安定に大きく貢献をしてきたエジプト、パキスタン、トルコ、スーダン、ソマリア、アラブ湾岸諸国の一部、カリブ海諸国などなど書いてあります。これらの援助の拡大は、「戦略的に重要な地域に対する援助の政治的重要性を日本が認識していること、より広範囲にわたって日本が世界において政治的イニシアティブを発揮していく決意の表れ」として大いに評価すべきものである。今後のことにつきましても、「特別な海外援助努力を正当化する総合安全保障政策の一部」として決定していくべきである。これはアメリカ側から出た要望ではありませんが、日米諮問委員会報告の文章であります。このところは、いま一つの問題であるいわゆる戦略援助ということとも関連をいたしますし、従来言ってきた我が国の対外経済協力のあるべきプリンシプルというものとも関連をするわけでありまして、この部分は、大倉さん、また大臣から伺いたいと思ひます。そういうことで大倉さんに二点、大臣に一点、御感想を簡単に……。

○大倉説明員 大変広範なお尋ねでございますが、まず実態の方から申し上げますと、先ほど伊藤委員おっしゃいましたように、私どもの担当しております輸入金融が、最近貸付額が減少を示し

ておりますが、私どもの輸入金融は、ほんのおとしまではいわゆる資源開発輸入というものを専ら担当しております。例えばインドネシアで天然ガスを掘って、現地で冷却して冷凍船で日本へLNGで持ってきて電力、ガスをたたくというようなことをお考えいただければいいわけですが、これにつきましては、実は大型案件が一服いたしました。というのは、国内の需要が、エネルギー需要を含めまして、一時予測されたほど伸びない、ある意味で九〇年代の中ごろくらいまではいいわば手当て済みである。その先また必要が出てくるはずでございますが、手当て済みだという状態を前にいたしまして、大型案件が一服状態でございますので、私どもの方の現実の貸し出しも、一時に比べますと漸減傾向にある、そういう事態でございます。

それは事実関係でございますが、今後どういふことに重点を置かなければいけないかという点のお尋ねだと思ひます。それは、私どももやっておりますのは、大きく分けまして輸出金融、輸入金融、投資金融ということでございます。

この時期に輸出金融を政府機関がやるのはおかしいではないかというお話も時々耳にいたしますが、私どもが担当いたしましたしておりますのは、これはプラント輸出でございます。通常の自動車、半導体に象徴されるような輸出は、通常民間金融でやられておる。プラント輸出というのは、大体仕向け先は開発途上国でございますから、貿易摩擦というものと直には関係ございません。開発途上国側はできるだけ、自分の資金事情が許す限り、自分の国民の生活の向上のためにそういうものはやっていきたい、また、それによって現地雇用がふえる、技術が移転できる、経営のノウハウも移転できる。そういう性質のものでございますので、今後とも輸出金融は、私どもの担当しております分野では、決して重要性が減るものではないと思ひます。

輸入金融につきましては、製品輸入というのをとおとしからやと始めさせていただいております

すが、これは遺憾ながら実績は極めて微々たるものでございます。今回の対策を契機にいたしまして、適用金利を引き下げることをいたしました。ひとつ関係の方々に、こういう新しいスキームがあるんだということを十分御説明して、できるだけ製品輸入を私どもがお手伝いできるようにしたい。

海外投資につきましては、これは開発途上国向けの海外投資、海外事業というものは、従来から非常に熱心に行っております。今後もやってまいりたいと思ひますが、最近では、特にいわゆる産業協力と申しますか、先進工業国に生産、サービスの拠点を移して、そこで、向こう側の雇用の増大にも資するという角度から、アメリカとかヨーロッパへの製造業投資案件について、私どももできるだけお手伝いをしたいというところで、これはある意味では着々と実績が上がりつつある、そう考へていただいてよろしいかと思ひます。

なお、輸出金融につきましては、今後国際的な関係としては、やはり国際協調による輸出、国際コンソーシアムの組成でございますとか、そういう活動を重視してまいりたいということも考へております。

大変お時間がないようでございますので、なお御質問があれば重ねて、もう少し詳しく御説明をさせていただきます。

第二点の問題は、実は私が承知しております限りODAを中心に議論されておりますので、私からお答えするのはきょうはちよっと避けさせていただきます。

輸出入銀行といたしましては、私どもの持つております分類の直接借款と申しますのは、これは借り手が外国政府あるいは外国の政府機関、外国の金融機関あるいは日本からの輸出品を購入する外国の法人の場合にこの分類に入ることになります。そのいずれの場合も、どういふものが輸出されるのか、また、そのお金を使ってどういふ仕事が行われるかということは十分案件審査をいたしておりますので、それが、何と申します

か、軍事的なものにつながつてくるということとは從來もございませんでしたし、今後ともそういうことの起こらないようにということは、十分慎重に配慮してまいりたい、そのように考えております。

○竹下国務大臣 いわゆる直接借款の場合における武器輸出でございますが、そういうことについての考え方は、今の輸銀大倉総裁からお話があったのと大体同じであります。ODAの問題につきましても、やはりこの問題をいざは戦略的な意図でもって行っていくという考え方には、我が方はくみしない。可能な限り国際機関等々と協調しながら、本当にODAのODAたるゆえんというものをわきままえながら対応すべき課題だというふうな考えております。

○伊藤(茂)委員 いろいろと実体論を含めて議論をしたいところでございますが、時間がありませんので、もう一点だけ、開銀に關係をして質問をして終わりたいと思ひます。

開銀銀行向けについて二つ伺います。これも時代とともに重点が変化をしてきたわけでありまして、今後を考えたとき、またこの法案に關係をして二点伺いたいわけでありまして、一つは都市開発の問題が、あります。

私は、先般の補助金一括削減法案の議論の中でも思つたんですが、戦後、高度成長期など一時期に、都市から地方への相当大規模な所得の移転が行われて平準化が図られたという時代がありました。またそういう中で、一面では過疎の問題と同時に過密、大都市問題というのがクローズアップされて、それから国の方が随分マルビになつてしまつたものから、それについての本格的な取り組みが進まないということで今日に至つておるといふふうな状態だと思ひますが、もうこれは、何も都市を代表してエゴイズムで言うわけではございませぬけれども、さまざまな社会サービス設備などの各県別人口千人当たり分布状況などを見ますと、特に人口急増地帯都市と比べますと逆転現象が起きて、都市は文化的であり、田舎は貧し

いという状況から逆転現象も一部には発生しているといふふうな今日の状況にあるわけでありまして、いろいろな意味で大都市圏都市開発に力を入れなければならぬのではないだろうかといふふうに思ひます。

私のところでも、例えば横浜でも「MM21」とか大きな計画を組んでおりますが、今日の経済状況ですから、なかなか前途多難であります。また、開銀銀行にもいろいろと御相談をしたり、お願いをしたりしているというわけでありまして、もう一つそういう方向への近代的な都市問題の解決、都市づくりへの重点というものを、国策というとなんですが、大きな社会目標として設定をするようなことが、これからの社会で必要なのではなからうかというのを最近非常に痛感をするわけでありまして、六十年年度の計画の数字を見ましても、パーセンテージもちょっとふえているように思ひますが、その辺の取り組みの問題をお伺いしたいと思ひます。

もう一つは、今回の法案の中身になっております技術研究開発への貸し付け、出資の問題であります。既に衆議院のほかの委員会でも審議をいたしました基礎技術研究促進センターへの出資なども含まれております。三十億ですか、出資をする。含まれております。私はこの点思ひますが、この中身の開銀を含めまして合計百六十億。その中身がどういふことなのか、商工委員会の議論を聞いてみましても、ひとつは私もはつきりしないのでありますけれども、また来年になりますと、恐らくは電電、たばこ、双方の配当分がそこに回つていく。これも相当の額になる。五分配当になるか一割配当になるか知りませんが、いづれにしても相当の額になる。

なぜ今ここに出勤しなければならぬといふことになっているのか。相当潤沢な将来展望があるのに、なぜ今開銀がここに出勤しなければならぬのかといふこともありますし、それから、出すからには、中身にいたしましたも、何か郵政省と通産省が引つ張り合ひっこしてゐる。通産省が主

管といふふうな話でありますけれども、私はそれもおかしいんではないかと思ひます。内容からしましたら、広範な意味でのテーマが必要になるわけでありまして、例えばバイオテクノロジーとかあるいは最近重要な最先端も大事でありますけれども、中小企業の技術革新に必要な視点とか、いろいろなものがあるべきではないだろうかといふふうに思ひます。第二点は、その点についてどうお考えになるのか。時間がちよつとおくれまして恐縮でございますが、伺つて終わりたいと思ひます。

○吉瀬説明員 今伊藤委員御指摘のとおり、都市開発事業というものはますます重要性を増しているんじゃないかと思ひます。開銀銀行は、昭和三十四年以來都市開発には重点を置き始めまして、最初の融資は民鉄への融資であつたわけでありまして、その後いろいろの都市再開と流通施設とか、いろいろの対象を広げまして、今まで開銀銀行が都市開発に投資した金額は一兆八千億ほどに及んでおります。最近では、全体の開銀銀行の資金量に対して大体一〇から一二、三〇程度で推移しておりますが、今後安定成長に伴ひまして、一つの収益性の基盤につきまします難しさが加わつてきているといふようなこととか、公益負担の問題もばかにならない。いづれにいたしましても、都市開発事業は懐妊期間が長うございまして、また、関係者の権利調整といふような意味で、公的資金が出るには適した融資分野ではなからうかと思ひます。

私どもの銀行といたしましては、最近エネルギーの基盤の確保、それから技術開発と並びまして、都市開発事業を最重点項目の一つと考えている次第でございます。御指摘のございました横浜の「みなとみらい21」等の計画、これは東京近郊に残された非常に大きな魅力的な開発事業でございますし、私ども、これに對しましては十分な対応をしておきたいと思ひます。過去におきまして、御承知のように、横浜の東口開発とかいろいろな点で御協力申し上げてゐるわけでご

ざいます。六十年年度におきましては、新たに核都市の拠点整備事業といふようなものを融資項目に加えて、対象事業計画の内容によりまして適切な対応をしておきたい、こう思ひます。

それから、第二点に御指摘のございました基盤技術の研究促進センターでございますが、確かに御指摘のように、産投と開銀両方から出資があるといふことで議論があるかと思ひます。これはいろいろ行政当局とも対応を詰めて、開銀銀行が行うのは融資事業の分野の基本財産たる資金、この三十億を出資する、産投会計の方はむしろ、よりリスクの高い出資事業の基本財産、これを出資するといふようなことでデマークションを行つております。今後この基盤技術研究促進センターの事業が拡大したとしても、このデマークションは変わりはないかと思ひます。

それから、最後の方に御指摘のございました各省庁のいろいろな問題でございますが、私はむしろ、その当事者でございませぬけれども、もちろん大事な研究でございまして、各省が十分そこら辺のリスク、むだがないように、そういう調整が行われていくべきではないか、こう感じてゐる次第でございます。

以上でございます。

○伊藤(茂)委員 ちよつと時間が延びまして、恐縮でございます。

○越智委員長 武藤山治君。

○武藤(山)委員 最初に開銀と輸銀法の改正について、簡単に両総裁にお尋ねしておきたいと思ひます。

今度輸銀が外地法人に直接債務保証をする、こ

場合は金利が入りますから、仮に焦げついても、それまでの間に利子収入がかなり取れますが、外資法人に対する保証というもののリスクはかなり大きくなる心配があるような気がするのですが、大倉さん、その点は見直しはどうでしょうか。

○大倉説明員 いただいた御質問につきまして、私どもが債務を保証いたします相手方は金融機関なんですから。今のお話は、私どものもう一つの法改正といたしまして、外国の日系の現地法人に直接貸せるということに今回させていただきます。従来親会社に貸しましたときにも、それに貸している金融機関に輪銀と一緒に貸せば保証するというところでございましたが、今度外国の日系現地法人に貸すときにも今までと同じように、輪銀と一緒に貸している金融機関に債務保証することができるよう、そういうふうに変えておいていただきたい。

もう一つは、保証権限につきましては、今までは輪銀と一緒にお金を貸したときの金融機関に保証できる、こうなっております。今回の改正でお願いしておりますのは、輪銀がかなりないで民間金融機関だけで貸したときにそれを輪銀が保証できる。例えば今の米國輪銀がやっておりますようなこと、それができるようにしておいていただきたい、そういうお願いをしておるわけでございます。

ところで、おっしゃいますように、まさしくその保証というのも与信の一種でございますから、私どもは保証だから安易にやるといふようなことは決して考えておりません。保証するにつきましては、その債権の償還確実性というものを十分慎重に考えまして、私どもが実際に融資をする場合と同じように厳しく、慎重に考えてまいりたいと思っております。

○武藤(山)委員 保証だけの場合の保証手数料というものはどのくらい取るのですか。

○大倉説明員 これは私が決めるという法律上の仕組みになっておりますが、従来は大体〇・三％であった場合が多いというふうに御理解いただ

てよろしいかと思っております。今後とも恐らくは〇・三を下らないという考え方をまず置きました上で、案件ごとによってという保証料率をつくっていくか、実際に保証の需要が出てまいりましたときに十分慎重に考えてまいりたい。大体〇・三からもう少し上ぐらいになるかなというふうに思っておりますが、これは民間銀行がそういう保証をいたしますときの保証料率も十分参考にするようにというふうに、法律にも規定されておりますので、その辺も考えながら運用いたしてまいりたいと思っております。

○武藤(山)委員 今回の改正で、保証承諾額というのは従来よりかなりふえるという見通し、またふやさねば国際金融の状況から見ても対応できないと考えるのか。資料によりまして、今までの実績を見ると保証承諾累計二千三百四十七億円。しかし、残は今日わずか六十億円程度、こういう資料が手元にあるのであります。今回の改正で保証業務というのはかなり拡大しようという意欲を持って改正するのか、この累計はどのくらいまでを一応予想ピークとして額を想定しているのか、その辺のこれから取り組もうとする見通しについてちょっと述べてください。

○大倉説明員 私申し上げましたように、従来協融銀行に対して保証しておったという保証の実績は、大体御指摘のとおり動きをしております。これは保証しましたものがリボルブいたしますから、現在の保証残高というのは大して大きな金額ではございません。今後これを非常に大きくふやしていくというふうには、実は考えておりません。今度こういふ規定をぜひつくっていただきたいと考えております背景を、やや時間をとりまして恐縮でございますが、御説明させていただきます。

今私の頭の中にあるのは、一つ典型的な例として、御承知の債務累積国というのがございまして、これは今のところ国際的な約束によりまして、非常にこぶがある元利支払いを何とかならしめて、かなり時間をかけて払ってもらおうとい

う約束ができたつづいてございます。一応の危機を乗り越えておりますが、今後そういう国々がちゃんと返してくれるという力をつけてやらなくてはいいけません。そのためには、何としても今までの、彼らが借りた金の後始末だけではなくて、これからある程度新しい金が必要になってまいります。従来そういう国々に対する債権者は民間金融機関が非常に多いでございます。その民間金融機関がその重さに耐えかねて、今後新しい金が出せないうことになれば、それは公的な機関あるいは国際機関からも新しい金を出していかなくてはならぬ。そういうケースがかなり予想されまして、その場合には民間金融機関が、公的機関が保証するからもう少し新しい金のことと考えてくれないかということを言うようなケースが出てくるのではないかと、そう考えております。

ところが、その場合の金額と申しますのは、これはやみくもに、政府が保証してくれるなら幾らでも出すというわけにはまいらないわけでございます。まして、やはり国ごとに、ある期間はIMF、そしてIMFがその使命上、期間が終わりますれば、今度は世界銀行というところが、技術的で恐縮ですが、いわゆるモニタリングをいたしまして、新しく借りる金はこれぐらいにしておかないと全体がうまく動かない、これぐらいの金の中で、例えばアメリカ、ヨーロッパ諸国、日本というものはそれぞれこれぐらいは提供してやることを考えてくれないかというふうな全体のフレームワークが徐々にできつつあります。その中の、日本がまあそれぐらいは国際的に協調してやってやったらいいではないかという中で、これを日本の民間でやるのか、私ども公的機関が直にやるのか、あるいは私どもが保証して民間にエンドースして出してもらおうのかというように頭を描いておりますので、決してこういう権限ができたから野方図にふえていくというものではございませんで、よろし、また、そのような運用をいたすつもりはございません。

その保証について、金額的に融資のほかに限度をつくるかということも中では議論いたしました。が、そういう実態でございますので、今幾らという決めてかかるわけにはいかない。しかし、法律的には御承知のように、融資を含めまして私どもが保証いたします総額は限定がついております。自己資本の十一倍ということで今法律上決まっておりますから、そういう枠の中でひとつ私どもの判断にお任せいただいて、しかし慎重に、誤ることなく運用してまいりたい、そのように考えております。

○武藤(山)委員 輸出入銀行の昨年九月末の融資残高が四兆一千三百九十九億円。この中で焦げつき、どうもこれはなかなか約束どおり果たせない、そういうような金額というものはあるのですか。あるとしたらどのくらいの金額なんですか。

○大倉説明員 私どもの資金運用残高は、現在のところ大体六兆円とお考えただけでよろしいかと思っております。(武藤(山)委員) 資本金一億円以上のものでいいから、と呼ぶ。大体総額六兆円とお考えただけでよろしいと思っておりますが、焦げついたり、手事情によりまして、当初の約束よりは若干繰り延べて払ってもらわざるを得ない、それはこちらでも承知いたしました。繰り延べをやっておるものはこれはございすけれども、これはどう考えても取れる見込みがないから償却しちゃうというものはございません。

○武藤(山)委員 開発銀行総裁吉瀬さん、この金利の問題、今大蔵省資金運用部資金の預託金利七・一％、開発銀行の貸し出しも七・一から七・四ぐらいですね。利ざやが余りない、ほとんどない状況ですが、今民間の金融が非常に緩んでいるとき、民間金融機関の金利も非常に安いですね。こういう高い原資を使って、民間と競合する政府金融機関の場合、これで一体今の民間活力とか、何か民間主導とか言われている時代に沿えるんだらうか。金利問題について、ちょっと所見を伺いたいですか。

○吉瀬説明員 御指摘のように、開発銀行当初には利ざやが二・幾つとか、四十年代には一・幾つ

というような利ざやでございましたけれども、今武蔵委員御指摘の、最近の運用部からの借り入れと開銀基準金利を比較しますと、差が〇・六というようにことに相なっております。もちろん開銀の中に特利がございますので、そういうものを開きますといういろいろ変化はございますけれども、確かに利ざやは縮小してまいっております。

ただ、一つ申し上げられることは、開銀銀行の提供資金が非常に長期にわたる期間補完的な力を持つていてというようにことか、あるいは政府機関の審査を経て融資が行われていくことに關する、私どもから申し上げるのもあれでございますが、信用を受けるものからする一つの期待というものがございまして、最近のところでも、五十九年度も一兆一千六百二十四億の総枠はほぼ順調に消化されております。もちろん御指摘のとおり、利ざやの低下というのに対しては、私ども開銀の収益性の確保という面から対処しなければいけませんと思っておりますので、私どもとしては今後事業の効率的経営に努めてまいりたいと思っております。

ただ、一つ申し上げたいことは、最近外債発行を継続しておりますが、外債の発行残高が三千四百億ほどに及んでおりますが、これは幸いにいたしまして非常に低資金コストで調達されておるわけでございます。現在の開銀の資金構成、七割が運用部の借入金で、一割が外債に依存している、あとの二割は自己資金というようにございまして、今回法定準備金の積立率を引き下げますけれども、法定準備金も幸いにいたしまして相当の額に達しておりますので、こういう点を総合勘案いたしまして、なお私ども銀行の体質改善に努めてまいりたいと思っております。

○武蔵(山)委員 先ほど伊藤君からも指摘されました地方への融資が、昭和五十六年が前年比マイナス三・六、五十八年マイナス六・二、五十九年六・七マイナース、六十年度は七・一マイナースと、地方開発の融資額がこのように減ってきているんです。これはどうも地方分権とか「地方の時代」

とか、地方に重点を置くという発想に逆行するやうな気がする。これは資金量が足りないために、やむを得ず減らすところは結局地方開発枠だ、こういうことで安易に地方の枠を減らしているのか、需要がないのか、どちらに原因があるんでしようか、地方の枠が減っているのは。

○吉澤説明員 一つには、金融緩和の時代を迎えまして、市中銀行もいろいろ低利資金をもつて対応するようになっていくということが大きな原因かと思ひますが、一つは、やはり今経済成長はしておりますが、成長が産業によりまして非常にバランスを欠いておりまして、過去におきまして地方開発が盛んであったときには、素材型の産業のやや重厚長大の設備投資が地方に展開したという面もございまして。最近でも、成長産業のエレクトロニクスとかいろいろなそういう面につきましては、開銀銀行は十分その伸び率を確保いたしまして対応しておりますが、額の大きいものが非常に減ってきているというやうなのも一つの原因かと思ひます。

しかし、御指摘のように、地方開発大事でございまして、私どもも現在考えておりますのは、地方の行政機関と密接な連絡をとりましてプロジェクトの発掘を行つていく、こういうぐあいに考えております。

○武蔵(山)委員 両総裁への質問は以上で終わりますが、これから大蔵大臣といろいろ論じたいことが山ほどあります。時間が一時間でありましてあと三十分ですから、あれもこれも論ずることはできません。できるだけ結論だけを、政治家として少し論争してみたい。

日本もついにアメリカを追い越して対外純資産世界一の国家になってしまった。あるいはまた輸出競争力においても多くの品目で世界一の地位を占めてしまった。「大木は風に折られる」という。「水清ければ魚住まず」「出るくきは打たれる」なんて、昔の人はうまいことを申しましたが、今、日本はそんな格好で、世界から大変風当たりの強い国家になっているわけでありまして。いい、悪い

はいずれとしても、それは事実であります。

この状況の中で、つい最近いろいろな発言が新聞報道され、例えば先ほどのシュルツ事務官のごときは、日本の貯蓄が多過ぎる、何とかこれを減らしたい、いんじやないかというやうなことを言つてみたり、もつと国内に投資すべきじやないかと、まさに内政干渉も甚だしいやうな発言を、平気でアメリカ側は日本にばんばん言つてくるやうな状態。またOECD、四極フォーラム、IMF、ECのそれぞれの意見なども、おしなべて日本の黒字減らしを要求し、もつと内需拡大をしてほしい。大体そういうところに集約をされた、日本に対する要望が出ているわけでありまして。

こういう問題の一番ぎりぎり決着は、結局今の貿易黒字を圧縮しろという要求だと思つております。

そこで、大臣、貿易黒字を圧縮する具体的な可能性のある道筋は何だろう。日本のやうな貿易立国で資源のない国は、資源国家との間では日本が赤字、資源を売つてくれぬない国とは日本が黒字になるのは、これは宿命なんでありまして。アメリカがそれをよく知つてくれないと、二国間だけで均衡させようというのとはとも無理な話なんでありまして。そういう点を、大臣は日本の経営を担当している財政の最高責任者でありますから、歯をきぬを着せないで率直に言つたら、この貿易黒字を圧縮する手だて、方法というのは具体的に何が考えられるのか。二階堂さんは、建設公債を発行して、公共事業をこの年度内にでもやつたらいいじやないかというのを、きのうあたり大阪でしゃべつていらっしゃる。また河本さんは、日本は時間を過ぎるから黒字になるのだ、もつと労働時間を短縮したら日本の輸出は減るだろうというやうな発言をしたり、よく中身はわかりませんが、税制改革でやればいいんだとか、みんな無責任なことをそれぞれぶち上げています。大蔵省にやらしてはだめだ、大蔵省にもう財政運営、こういうことをやらせないで、党主導でや

ればうまいくというやうなことを言つてみたり、国民を惑わすのも甚だしいと思つております。

こういうときに、本当に大蔵大臣として、可能性のある黒字減らしはこういうものがあると思つて、そういうことを率直に勇氣を持って言えないのでしょうか。ハレーションを起こし、いろいろ大変だということ遠慮せざるを得ないのでしょいか。今大変苦しむ日本の状況ですが、率直な見解をまず大臣、述べてみてください。

○竹下国務大臣 最近の一連したいろいろな、いわゆる外圧という言葉もちょっと必ずしも適当ではございませんが、外国の要人の発言というのの中で、私は、シュルツさんは言つてみれば大原則を比較的言つておるのであつて、日本の経済政策の問題点というものは指摘しておるにしても、具体的に何をやれかをやれというところは節度を心得ていらつしやるなという感じが、実は全文取り寄せて見ますとそんな印象を受けております。

が、いわゆる黒字減らしをどうしたらいいか。かつて非常に具体的な問題では、あれはウランでございまして、現地へ保管しておいて、買ひだめしたというやうな点がございました。具体的な問題で言へば、通信衛星なんかは、早く周波数等を決めれば、あるいは具体的な問題としては出てくる問題であらうかな、こういうふうには思ひます。が、基本的にはやはりドル高を是正していく。これは日本だけでできることじやございませぬけれども、ドル対円というものは、まずは短期的には金利差です。金利差でございまして、中長期的にはやはり双方の経済のファンダメンタルズでございまして、そのファンダメンタルズから見れば、なお円高基調にあつてしまふべきだといふふうに私は期待をしておるところでございまして。だから、経済のファンダメンタルズはやはり「インフレなき持続的成長」という形できちんとしていくことが、中長期的に見ればいわゆるレートの安定にもつながるものであるといふふうに思つております。当面の問題といたしましては、し

たがって、金利問題というの大きな影響がござ  
いますので、アメリカの財政赤字といわば高金利  
問題は絶えず指摘していかねばならぬ課題で  
あるというふうに思います。

ただ、これも、金利問題についてはかなり議論  
いたしますが、財政赤字問題になりますと、若干  
私どもものどにかえるのは、内政干渉にまで至  
っていくんじやないかという気持ちがあるも  
ないでございせん。しかし、総体的に金利の原因  
が財政赤字にあるということは、絶えず指摘をし  
ておるという現状でございせん。

○武蔵山委員 大蔵経済の見方は竹下大蔵大臣  
と私と違っておりません。私はやはりアメリ  
カの財政赤字の根本原因は軍事費だと思つて  
います。とにかく軍事費を年間、日本の金にしたら五  
十兆近く、それだけの軍事費を使つていって、ま  
た世界各国内で年間八千億ドルから九千億ドル  
の軍事費を使つてゐるのです。これは世界経済  
をおかしくするのは当然なのであります。アメリ  
カはそれだけの軍事費を結局国債で賄つなければ  
やらない。国債発行が約四十兆近いであ  
る。そうすると、軍事費の大半を借金で賄つて  
いる財政に埋没してしまつたのですから、これはな  
かなか抜け出るのは容易でない。したがって、ド  
ル高なり高金利というものはそう簡単におさまら  
ない。

ところが、アメリカ側はそれをごく短い期間  
で、年度間で黒字を減らせ減らせという政策を要  
求してくる。例えば食糧一千万トン日本で買つて  
ほしい、まかり間違えば軍備をもつとふやしてこ  
れを買えとか言ってくる。こういうことよりも、  
アメリカ自身、いかにして世界の軍縮を達成する  
か、むだな軍事費というものを減らすか、そうい  
う視点でもつとつかり國務長官からすべての長  
官が足並みをそろえて、自分たちの中身の問題  
を、他山の石というか、「人のふり見て我がふり  
直せ」という言葉が日本にあります、日本のや  
つてゐるようなことを本気でアメリカも内部から  
考へていかねばならないことは、私はドル高の是正も高

金利の是正もできないと思つてゐるのです。

これはかなり中長期的に時間を要する問題だと思  
うのです。アメリカは、これをもし短期間で処  
理しようとするれば、大インフレ政策しかないのじ  
やないかと私は見ています。こんなことで今アメ  
リカの財政経済運営が続いたら、十年たたないう  
ちに世界インフレに巻き込まれる心配がきつと出  
てくるような気がします。そういうことと警鐘  
を乱打するのが日本の大蔵大臣であり、総理大臣  
でなければならぬのではないかと、そういうこと  
を最近ひしひしと感じてゐるものであります。これ  
はアメリカの内政干渉になるから、内部の問題  
で、大臣が答えるのは適切でないかもしれないけ  
れども、アメリカもやはりそういう自分たちの財  
政経済の運営の仕方というものをじっくり反省し  
てもらふ必要がある。

結局、貿易競争というの生産性の競争なん  
だから、生産性の高いものが勝つのは当然であ  
つて、自由貿易であり資本主義自由経済である  
限り、為替レートは自由なんですから、やはりアメ  
リカがもつと節度ある軍縮、そして財政赤字を減  
らす、そういうことによつて金利を下げていく。  
それを長期的なプログラムをきつとつづけて、  
十年くらいでそういう方向を実現しますよ、それ  
をサミットで彼が約束をし、世界に約束をする  
ということをしてくだらないことには、世界はいつ  
も経済的な混乱と行きつ戻りつを繰り返す。  
私はそんな感じがしてならぬのであります。私  
のたまたま述べた見解は間違つてゐると思ふか、  
それとも大蔵大臣、やや同じような感じだと思  
ふか。アメリカにしかられない範囲内で、ひとつ  
見解を述べてください。

〔委員長退席、中川（秀）委員長代理着席〕

○竹下國務大臣 軍縮というのは我が国の絶えず  
主張してゐるところでございせんので、財政赤字  
の削減という問題が結果として軍縮というものに  
つながつていくというのは、私は結構なことだと思  
ひます。ただ、考へ方がいわゆる東西の均衡論  
という上立つてゐるということにも、一つ問

題を置かなければならぬ課題だ。だから、包括的  
に財政赤字を削減すべきだ、こういう主張は絶え  
ずしてゐるところでございせん。

そういうふうな中長期的にしません、今武蔵  
さんが御指摘なさいましたとおり、これを急速に  
収拾するにはいかに調整インフレしかない、こう  
いうようなことになつたら世界経済全体が大変に  
混乱を起す。ただ、現状で見ますと、アメリカ  
も、日本ほどインフレ率が低いわけではござい  
ませんけれども、インフレ退治にはかなり効果が  
あらわれてゐるなどというところは、いわゆる消費  
物価の上昇率等から見れば評価はされるではな  
うかというふうな感じがします。

今インフレ率の問題で事を論じますと、この  
ところ七カ月ぐらゐ、西ドイツの方が日本より  
消費物価の上昇率が、わずかでございせんけれ  
ども低かつた。ありや、ドイツに負けたな、こ  
う思つておりましたら、先月またドイツより日本  
の方がちよつと低い。しかし、ドイツは日本と違  
いますのは、大変に失業率が高いわけではござい  
せん、そこにやはり苦勞があるなどというふうな  
見方もしております。アメリカも、確かに消費物  
価というのは安定基調になつておつて、「インフ  
レナシ持続的成長」ということが一応言える経済  
状態にはあるなどという感じは、私も持つてお  
ります。

したがって、サミットの議論というのは、何  
度も申しますように、結局アメリカの財政赤字と、  
いわばドルの独歩高問題、日本の貿易黒字、そ  
れからヨーロッパの労働問題等の構造問題とい  
うなところへいくのでありましようが、可能な限  
り——サミット参加国で大体世界の総生産の五七  
％ぐらゐにたしかないと申しますので、この中の  
調和のとれた経済政策をやつていこうという主張  
は、やはり絶えずやつていかなければならぬ問題  
だ。しかし、それにしても日本との二国間で見た  
場合も、貿易関係が大変黒字過ぎるという主張  
は、それはあるかもしれぬ。しかし、そこでは今  
武蔵さんが御意見として言われたように、私は構

造的な問題も理解してもらわなければならぬと思  
つております。無資源国ですから、産油国とは大  
きな入超でございせん、そういうところではないと  
ころに對しては日本の場合には出超でございせん  
から、そういうマクロで、あるいはグローバルな感  
じからの理解というものは、十分説得と申しま  
すか、説明をしていかなければならぬ問題。

だから、数字にあらわれた問題と、もう一つは  
市場開放等においても、私は理解の不足というの  
もかなりあると思ひますので、これはさらにい  
ろいろな角度を通じて理解を深めていかなければ  
ならぬ課題はたくさんあるというふうに考へます。

○武蔵山委員 そこで、アメリカとの日米二  
国間の問題ですが、私は過般、下田會議に社会党  
代表として出席をし、演説をしたのであります  
が、そのころから、今言つたように日本には資源を  
アメリカはもつと安く、安定的に供給することを考  
へるべきだ。第一はアラスカの石油を日本に売  
るべきだ。ようやく五年にして、この間解決にな  
つた。しかし、これも量がわずかである。あそこ  
には天然ガスもある。アメリカには石炭がまだ  
たくさんあるわけですね。しかし、オーストラ  
リアの石炭より二五％ぐらゐ高いですね、アメリ  
カは。だから、アメリカの石炭をオーストラ  
リア並みの価格に合理化し得れば、石炭も日本に相当売  
れるはずなんです。アメリカはそういう努  
力をすべきだと思つてゐます。

やはり無資源国日本に對しては、アラスカの石  
油やLNG、そして石炭、こういうものをもち  
よつと思ひ切つて解禁をし、資源を保存するん  
だという発想ではなくて、やはり相互依存の關係  
といたつたら、これをやるべきですね。安倍外務大臣  
が通産大臣のときにレーガンと談判して、ようや  
くここ一カ月前にアラスカの石油を、わずかで  
まゐりました。しかし、私は、これを本気でレーガ  
ンさんも考へるべきだ。こういうのをもちつと二  
国間においては詰める。そして、値段の点もきち  
と商業ベースに乗るよう考へてくれと。そう



しないと、高いものを買いわけにいきません、これは経済競争なんです。そういう点をやはりアメリカ側はもっと自己反省をすべきではないのか。それで日本で困るような、食糧をとにかく一千万トン備蓄用に買えとか、軍用品を買えとかいうような、そういう押しつけ的なことは絶対受けはならない。私は、やはりアメリカ自身がそういう資源輸出というものにもっと転換をしてほしい。こういうことをぜひひとつ、これから蔵相会議やサミットや世界会議に大蔵大臣は頻繁においでになるのですから、そういう場でもっと強く——今までも主張しているのだけれども、ぜひもっと強く主張願いたい。これは希望であります。

それで次に、内需拡大策を図って輸入をふやして、貿易黒字を減らそうというところに大体一致してききました。内需拡大という言葉に反対する者はおりません。

しかし、国民のニーズ、国民が欲しがっている内需とは一体何なのか。大臣は何だと思えますか。日本の国民が、余っている資金をこういふところへ投資し、こうやってほしいという国民のニーズというのは一体何だろうか。そのニーズにたえるには財政はもはや限界だとすれば、民間活力で可能性のある手だてとは何か。まず根本は消費者あつての話ですから、ニーズがなければ、幾ら政府が号令をかけたって、経済は権力で動くものではありません。経済は自律的に動くのでありますから、政治の力や権力で経済を無理やりひね曲げようとするれば、必ずろくなことはないのであります。結果は必ず大変なことになる。そういうことを理解した上で考えた場合、国民の内需のニーズとは一体どんなものがあるだろうか、大臣の見解をちょっと聞かせてください。

○竹下国務大臣 今日、自律的に、内需中心の経済発展はまず順調に進んでおるといふふうに思いますが、内需拡大、内需中心型というのは、今武藤さんおっしゃったとおりで、だれもそれはいかぬことだと言ふような者は今日おりません。した

がって、財政がそれに対応するだけの力がないということになれば、民活という言葉が出てくる。民活という言葉は、言葉がひとり歩きをして、実体としてまだ目に見えたものは出てこないじゃないか。いや、あるではないか。関西空港もできた。できたことはできたが、会社はできましたが、まだ工事ににかかっているわけでもないし、目に見えたものがなかなかない。

今まで日本でもやってきた比較的民活に近いものは、区画整理なんか、私はあれは民活に近いものだ。というふうにも思ふわけですが、今内需の拡大の手法がどういふことがいふかというところ、何かが欲しいかといふことは、私はやはり本当は公共事業に対する要求が一番強いんじゃないかなというふうにも感じております。それを民活の中で消化していくというところになります。その環境の整備はよくばど力を入れてやらなければならぬ。それが今日、手法としてはディレジェンシー・ションでありまして、あるいは例えば都市再開発なら都市再開発の環境に属するものはまず公共事業でやって、その中身の中で民活を生かしていく、こういうようなことを手法としては考えていかなければならぬではないかというふうな感じがしております。

○武蔵(山)委員 中曽根さんが総裁選の直前にブレンを集めて、「経済政策研究会報告書」というのを出しました。これは「これからの経済政策と民間活力の培養」というサブタイトルのついた小冊子にまとめたものであります。その中で、これは大蔵大臣も聞いていると思うのであります。「閣議報告 五十九年十月十六日」八・五ヘクタールの国有財産を払い下げるといふ表があります。先ほど沢村君も、この中の一つは林野庁六本木宿舎の問題を取り上げたのであります。これによると、大蔵省、旧司法研修所、千代田区紀尾井町、六千七百八十六平米、これは六十年度に処分可能見込み。文部省、国立学校、東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校、二千四百七十二平米、これは六十五年度以降処分をしよう。総理府、

警視總監公舎千八百七十一平米、これは六十一年度以降処分可能見込み。こういうふうに、個別に処分可能年と面積、所在地を全部閣議に報告をしているんですね。これによって民間活力が生かされるという発想が一つ、こうあるわけですね。この国有財産を払い下げることに伴う民間活力の活性化というものは、どういふものが頭の中で描けるんでしょうか。大臣、どうでしょう。

○竹下国務大臣 これは例えば——例えばどうか、この東京二十三区内のもので見ますと、やっぱり昼間人口だけで夜間人口の少ない区は、大体定住人口、すなわち住宅というふうなものを志向して、この中で見ました場合に、もとより、先ほど沢村さんの話がありましたように、いわゆる地方公共団体の利用要望にもたえていかなければいかぬという重大な一面を持っておりますので、それらとの総合調整をしながらの問題でございまして、私はどちらかといへば、二十三区内といふことになりまして、やっぱり住宅型志向が強く、そしてそれに付随して、避難場所をも兼ねる公園といふようなものが、総括的に言いますと、ニーズとしては一番出てくるんじゃないかな、こういう感じがしております。

○武蔵(山)委員 時間がなくなつて、本論の一番時間をかけたところ、今差ししかかつてきたのであります。が、せっかく我々の先祖が嘗々としたのを納め、国の財産をためてきた貴重な土地であります。この土地を民間の大会社に払い下げしてしまふのはいいんだらうか、どうだろうか、この点を大臣、ちょっと考えてみたいのであります。一回売ってしまったら、もう二度となかなか買えない国有財産。しかも、これを競争入札で売れば、高い値段で、その周辺の地価をばっと高騰させてしまつて、今度はその地域に別なことをやろうとすれば、もう地価の高騰で手がつかなくなる。住民にも大変迷惑をかける地価高騰をもたらすと思うのです。

う大変すばらしい商品を開発して、これから、土地は売りたいが、信託に預けて開発をしたいというのは、地方においてもかなり盛んになってくるんじゃないかと見ているんです。その場合、国有財産を売却してしまつて、一時しのぎに金を入ればよいという、この短絡的な財政赤字埋立方式、おれに言わせれば、日本列島切り売り政策だな。そういう国有財産切り売り政策というのを、中曽根さんはやろうと盛んに進めて、きよりの新聞でも、民間活力はやはり国有財産の払い下げでと言っているんです。中曽根さんはこれに執念を燃やしているんですよ。私はこの土地の売却をしないで、信託でやる方法をひとつ大蔵省は考えるべき段階が今到来したと思うのです。詳しくは、これからまだ勉強しなければならぬ問題がたくさんあると思いますが、そういう方法ではこの活用というものは考えられないものかどうか、大蔵大臣の感じはいかがですか。

○竹下国務大臣 実は国鉄の用地が三千万円ぐらいでございまして、売れたときに、国土庁なんかも、言ってみれば、財政はよくわかる話だけれども、周囲の地価を上げて、結果として好ましいことではないじゃないか、こんな議論もございまして。そのころ、いわゆる信託問題というのが議論されて、これは私個人でございましてけれども、率直に申し上げて、これを大変な興味を持って見ました。

ただ、今の法律を読んでみますと、信託をするという前提がない法律じゃないかな、だから法律改正もそれは必要になってくるだらうという感じもいたしました。それとメリット、デメリットがどういふふうにあるのかということもございまして、私には非常に興味を持しましたので、これからは私はこの問題については十分検討をしなければならぬ課題だといふ問題意識を持っております。特に民間の土地信託がかなり進んできただけに、非常に興味のある問題だといふふうに思っております。

○武蔵(山)委員 理財局長、大蔵大臣は関心を示しました。そこで役所側としては、この国有地、

公有地、市町村の持つておるものや国の持つておる土地、そういうものが今信託に出せない法律の規定、国有財産法十八條、地方自治法二百三十八條の五、こういうものを少しいじらないと、積極的にはできないですね。しかし、今の規定を例示の規定と解するか、または売り払い、私権の設定が信託の設定に当たると解するか、解釈によっては全くできないとも思わないのですが、今の解釈はどうなんですか。できるという解釈なんですか、法改正しないと、そういう信託に国有地を活用することはできないという解釈なのか、まず解釈の点から先にちょっと説明してください。

○中田政府委員 お答え申し上げます。

この解釈につきましては、参議院の予算委員会では法制局長官がお答えしておられるのですが、その結論的なところは、「御指摘のような信託を行うことは現行の国有財産法のもとでは難しいのではないかと、このように私も考えております」というふうにおっしゃっておられます。確かに法律をどう読むかということでは結論が変わってくることもあり得ると思いますが、有権解釈は法制局ということでございますので、私もこの点は法制局と御相談しなければならぬと考えております。

○武蔵(山)委員 わかりました。そう堂々と大々的にできない、こういう法制局の見解だということとはわかりましたので、せっかく大臣が大変興味を示した点でありますから、今後これをひとつ私どもも法改正案をつくって国会に出す努力をしたいと思ひますが、大蔵省自体、この国有財産法の規定のどこをどのように直さなければ信託が堂々とやれない、こういう点をひとつ作業、努力をしてほしい。大蔵大臣、そういう作業の努力を命ずる意思がおりますか。

○竹下國務大臣 基本的には興味を持つておりますので、やはり検討すべきだと思つております。ただ、私もそのことを考えたときに、さてどういうものが具体例としてあるのかな、それも調べてみなければいかなぬ、こういう感じを持つたことを申し上げておきます。

を申し上げておきます。

○武蔵(山)委員 信託協会の専門家の意見をいろいろ聞きまして、ところが、欲しい、そういう具体的なやり方というところは全国にはかなりある、ただ一応この法律がまだ整備されていないから受け入れられない。中曽根総理は、この新経済政策の中で、そういう意味では好ましくならざる規制はどんどん取っ払えということも言つておられるので、その点では総理の言わんとしたところのことと今の大蔵大臣の発想は共通しているのではありませんか、ひとつぜひその辺の検討を勇気を持って進めてほしい。そういう強い要望をお願いして、うちの方は代議士会が十二時半から始まるものですから、十二分縮めて私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

午後零時三十分休憩

午後三時二十四分開議

○越智委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。坂口力君。

○坂口委員 けさほどから貿易摩擦に関するいろいろの質疑がされて、少し私も聞かせていただこうと思つておりましたことがかなりもう既に議論されましたので、重複をできるだけ避けさせていただきます。

けさほど議論をされました大臣が幾つか答弁をされました中で、貯蓄率に触れられて、貯蓄率が高いことは悪いことでもないし、批判されることでもないのではないかと意味の御発言がございました。それから、年金につきましても、先進国に比較して遜色ないという意味の御発言があったように記憶しております。それで、前半のシュルツ國務長官が申しました、構造的黒字の内容の一つに挙げられました貯蓄率につきましても、意見がいろいろ分かれるところであらうと思ひますし、私もあえて大臣の御発言に對してもう一度質問しようとは思ひません。ただ、年金につきましては、大臣が先進諸国に比べて遜色ないとおっしゃったわけですが、これに對しては少し異議を差し挟みたいと思つたわけがあります。確かに現時点におきましては、サラリーマン世帯の標準的な年金額、いわゆるモデル年金と申しておりますが、このモデル年金を厚生省の資料で見ますと、六十一年度には十七万三千百円になっていく、現在のままですと進んでいくといつたします。そういうふうになっていきますので、これは加入年限が三十二年で平均月収の六八％ということになります。このままですとあるいは大臣の御発言も大きな隔たりはないということになるかもしれませんが、御承知のように昨年末から年金が審議に入りまして、現在参議院で審議中でございます。間もなく本委員会におきましても国家公務員の共済年金がかつてくるわけでありまして、これらのこれからの改革案を総合してみますと、大臣の御発言は、現状の問題とこれから日本の年金がたどらうとしております運命とをいささかごっちゃにしたと申しますか、取り違えた御発言ではないかと申します。取り違えた御発言ではないかと申します。現在当面しております貿易摩擦に絡みますところのいわゆる日本における貯蓄率、そして年金制度を考えたときに、このままではいか。シュルツ長官が言いましたことは当たらずとも遠からずの発言ではないかと私は思ひます。一人でございます。それに対して一つだけお答えをいただいて、次の問題に移りたいと思ひます。

○竹下國務大臣 非常に大ざっぱな話をしたと、自分でも指摘されてみればそのとおりだと思つております。今後高齢化社会が急激に訪れてくるという前提の上に立つて、今から準備しなければいかなぬということであつて年金改革のスケジュールをお示ししておるわけでございます。参議院に一つあつて、その後また共済が追つかけてきて、それから昭和七十一年ですか、という一つのスケジュールを考えてみますと、今から対応していく

必要があつて、私は専門家でございせんので詳しくわかりませんが、たしか遜色ないという表現をいたしました。まずまずのものであるという認識は私自身持つております。

したがって、趨勢的に見ますと貯蓄率はやが下がりつつありますから、年金というものが充実してきますと言つてみれば老後の心配がなくなるといふようなことから貯蓄率が下がるか、こういうことになりまして、僕は必ずしもそうじゃないんじゃないか。やはり日本の貯蓄率というのは、基本的に国民性じゃないだろうか。一つは、いふんなことに対して制度が完備してないから貯蓄率が高いんだという議論もあることはあります。が、やっぱり基本的には国民性。それからもう一つは、これはあえて大蔵省だから言うわけではございせんけれども、例えばアメリカで銀行が一万四千五百ある、日本が相互銀行以上で百五十六ぐらいですか、そうなりますと、非常にアメリカは自己責任主義でありますけれども、それにしても銀行が、しょっちゅうという言葉はいけません。が倒れたらいろいろなことをしますが、日本は金融機関というのは大体倒れないものだといふような基本認識があるから、それとさやかであつても貯蓄率を上げて原因の一つであらうかなと思つております。が、貯蓄率が高いということは、あの第一次石油ショック、第二次石油ショックも、それがあつたからこそべらぼうな金利にならないうえに公債発行もできた、それでとにかく世界の中では一番早く石油危機から脱却したといふことも言えるであらうから、そういう面も含めて、貯蓄率の高いというのは悪いことじゃないと思つております。

ただ、年金制度が他に比べて遜色はないという表現は必ずしも適切でなかつたかもしれぬ。まあ妥当なものだというのがお答えする限度かなと思ひます。ほかの国でもっと充実している国があるにはありますけれども、じゃそれがまたいいことなのか。あるいは自分たちが積み立てておつたものがある一定年齢から貯金を引き出して生活する

のと同じようなことだということで、非常に早目に年金生活の方へ入っていくということが、いわば働く喜びとか勤労意欲とかそういうものを阻害している面もあるかもしれない。専門家がございませんで、まあ妥当なものというのが答ええるる限界ではなからうかと思ひます。

〔委員長退席、中川（秀）委員長代理着席〕  
○坂口委員 年金の方の議論は共済年金のときに譲らせていただきます、これだけにさせていた

日本の市場に閉鎖してこんな意見がござい

意見をお願いしたいと思います。

エコノミストの二月号に、日米諮問委員会の米

結果的には日本も開放策を次から次にとつて

○竹下国務大臣 中曽根総理が律令国家以来だ、

というのは、非常に慎重に下から積み上げてき

○坂口委員 それでは、きょうの本題でござい

まず最初に、輸出入銀行の方からお聞きをさせ

今も議論になりましたように、貿易不均衡の問題

それから、いただきました資料からちょっと計

りまして、輸出の方は、そういう申し込みも少な

いのかもしませんし、あるいは政策的にそうい

○大倉説明員 まず第一段の御質問でございま

具体的にはまず輸入金融でございしますが、け

ほと伊藤委員にもお答えいたしましたように、私

消されるという面は確かにあるかと思ひます。

輸入金融の中の製品輸入金融というのは、一昨

年からやらしていただいておりますのですが、実

それは従来は比較的發展途上国向けの投資が多

なおり、この点に関連しまして、輸出ではそう

委員にお答えいたしましたように、私どもの担当

分野でございまして、いわゆるプラント輸出であ

日本企業と一緒に開港途上国のために仕

事をしていく、具体的に申しますと、国際コンソーシアムというものをつくって仕事をしていく、そういう傾向はぜひ進めていただきたいし、私どももできるだけ支援をいたしたい。それは長い目で見て、お互いの間のぎすぎすした関係を少しも解いていくのに役に立つのではなからうかと思っております。

同様の意味で、国際機関を軸にしていけるコファイナンスという、協調融資でございますが、こういうことも大いに考えてまいりたい。この点につきましては、世界銀行を始め各地域金融機関とも具体的な話を進めさせていただいております。

以上、第一点に対するお答えでございます。

第二点につきましては、実績的にごらんいただきますと、まさしくおっしゃったような姿が出ております。この点につきましては率直に申し上げますと、実は私どもは政策金融機関として市中金融を補完し、日本の経済政策に役に立つ分野に注力して仕事をしておりますが、何となくでもやはりプロジェクトが先でございますから、その意味では受け身なわけでございます。その受け身な姿が如実に出ておりますのが、資源開発輸入でございます。

資源開発輸入というのは、ある時期に非常に大型のものが幾つか出てまいりまして、その結果、私どもの貸付計画でも実際の貸出残でもかなりの伸びを示した時期がございますが、現在は高原で一服状態になっております。と申しますのは、やはり一応エネルギー資源あるいは鉄鉱石、石炭というようなものが、日本の国内需要の伸び方を頭に置きましての場合に、例外もないわけでございます。ませんけれども、大体九〇年度の前半ぐらいまではいわば手当て済みということで、私どもの仕事としては一服状態に入っておりますわけでありまして、その先をねらったものというのはこれから出てまいります。実際に手がけてから具体的に私どもの融資承諾になり、貸し出しになるのには相当長い時間がかかりますので、何年か後に現に今話題

になっておりますもので申し上げれば、例えば西豪州のLNGの開発とか、あるいはいろいろ難しい問題がございますがカナダのLNGの開発とか、これはいわば九〇年代の終わりのころから先へ向かって、その時点で長期供給の安定化、供給先の分散化ということをやねらったプロジェクトになります。それが具体的に貸付計画、運用資金計画に反映してまいるのはまだもう少し時間がかかります。

そういう意味で、当面どこに一番ウエートを置いたらいいのだろうかという物の考え方はもちろん持っておりますけれども、くどくどと恐縮ですが、やはりある程度受け身でございますから、その考え方がいさなり数字の上に出てくるというふうにはなかなかありませんで、その点は御理解いただきたいと思います。

なお、海外投資につきましては着実に増加しております。今後とも一生懸命お手伝いいたしたいと思っております。

○坂口委員 もう一つお聞きをしたいと思いが、輸入、投資の部分について今も少し触れていただきましてけれども、もう一つ、地域別に見ました、東南アジアでございましてあるいは北米でございましてとか中南米でございましてとかヨーロッパでございましてとか、大枠に分けました地域別の、年度別には見えていただいておりますが、地域別に見た輸入、投資に対する額というのはどのくらいになるか。これは非常に細かくありますので、余り細かく言っていただましてもわかりにくうございまして、大まかに言っていたらどうなりますか、もう一つつけ加えていただきたいと思っております。

○大倉説明員 実は輸入、投資だけを合計したという統計はちょっと手元に持っておりませんので、輸入、投資それぞれの国別、地域別のものはございます。もちろん輸出のものもございまして、私も取引先と申しますか、関係があります国が約百カ国ございまして、後はほどお手元に詳細をお示しする資料をお届けしたいと思っております。

ます。本日ちょっと時間の関係もございまして、まず総額の残高ベースで申し上げます。これは輸出も入っております。直接借款も入っております。私どもの貸出総額の残高ベースでございます。まず、地域で申しますと、東アジア、これは主な国としましては、中国、台湾、香港、韓国というあたりがあるわけでございますが、この地域が総残高の約一〇％になっております。その中で大きいのは中国でございます。

次に、東南アジアという分類を持っておりますが、これは通常言われます東南アジアのほかにインド、パキスタンまで含めた地域分類でございます。これが残高のウエートが約二七％、一兆六千億ばかりになります。この中ではインドネシアが非常に目立って大きな金額になります。インドネシアの場合が輸入の金額が非常に大きいわけでございます。これはインドネシアの資源開発輸入、私どもが関連いたしますものがLNGでございます。また油でございますとかあるいはアサハンのアルミニウムでございますとか、そういうものがございまして、現在はインドネシアが大きなウエートを持っております。

次に西アジア、と申しますのは、通常の分類とちょっと違うかもしれませんが、イラン、イラク、シリア、ヨルダン、サウジアラビアといったあの地域でございます。これは地域合計でウエートは八％でございます。ただ、この地域には輸入、投資は余り目立っていません。アラブ首長国連邦に投資として油関係の案件がございまして、全体としては余り目立っていません。でございます。

次に北米地域、これはアメリカとカナダでございますが、地域としてのウエートは九％でございます。アメリカにつきましては輸入金融でかなりの金額が出ております。これはウラン関係でございます。

それから次に中南米地域でございますが、地域合計でウエートとしては一四％でございます。この中で、国として大きいのはやはりブラジル、メキ

シコというあたりが残高の多い国になるわけでございます。ブラジルにはやはり資源がかなりございまして、資源関連の輸入金融あるいは投資金融というものがあつてございまして、ヨーロッパ地域にはソ連を含んでおります。ヨーロッパ地域のウエートは一七％、地域別としては東南アジアに次いで第二位の地域になります。この中でやはり金額的に大きいのはソ連でございます。これはソ連の特殊な事情もございまして、金融種類の分類といたしましては直接借款という分類に入るものが非常に大きくなっております。

それから、次の地域はアフリカでございますが、アフリカに対する貸付残高は、ウエートといたしましては約九％でございます。国として比較的大きな残高になっております国はアルジェリアでございます。

次に大洋州地域、これは御承知のとおり、オーストラリア、ニュージーランド主体でございます。オーストラリアにつきましては、かなりの金額の投資金融の残高がございまして、最後に、地域分類になじみませんが、国際機関向けの私どもからの融資もございまして、ただ、残高は一％ということでそう大きなウエートではございません。

大変はしょって申し上げましたが、具体的な姿としましては、輸入金融につきましては何と申しましたも資源開発輸入が中心でございますから、先ほどインドネシアのことを申し上げました。あとオーストラリアもあり、あるいはブラジルもあり、そういうところが中心になっております。

投資金融につきましては、従来は東南アジア、中南米地域向けというものが実績として細かいたものが積み上がってきておたつたわけでございますが、近來、先ほど申し上げましたように先進工業国に対する投資、例えばアメリカの鉄鋼企業を日本の鉄鋼企業を買収するための出資資金、あるいはヨーロッパでのゴム製造企業の工場を日本のゴム製造企業を買収し経営するための資金、そういう

うものを私どもが金融いたしております。いずれも投資金融の部類に入りますけれども、投資金融として産業協力的なものが徐々に着実にふえつつございまして、私どもでできるだけそういうところにも御支援を申し上げたい、さように考えております。

○坂口委員 資金調達面でございますが、今までは、これは輸出入銀行もそれから開銀の方も両方とも当てはまる話でございますけれども、主に財投から行っていたわけで、輸出入銀行の方を見せたいだきまして、財投に対する自己資金の割合はだんだんふえつつはございますし、その他外貨債券等も入ってまいりまして次第に多様化はされてきているというふうに思いますが、しかし、まだまだ資金運用部資金が中心であることに間違いはないわけでございます。

これを資金運用部資金で決して悪いというわけではないわけでございますけれども、これは私、予算委員会に質問をさせていただいたことがございまして、これはまた年金の話に絡んでくるわけでございますけれども、できることならば年金資金は強力自主運用をさせてもらいたいというのが私の考え方でございます。全部が全部そういうわけにはまいりませんけれども、たとえ若干たりともそういう方向に行けないだろうか。それは、非常に少ない財源の中でよりよい年金をつくるために、それはそうせざるを得ないのではないかと、この気持ちもあるわけでございます。また、財投をお使いをいただいている以上は、貸し出しをしていただきます金利の方にもこれはかなりな限度があるわけでございます。なかなか自由に皆さん方もおやりをいただけないということになる。そうした意味で、もう少し資金の多様化というものがまださらに進められないだろうか。

今回の改正案で輸出入銀行の方は民間金融機関の貸し出しを保証するという形を認められたわけでありまして、こういうふうなことも一つの方法ではないか。しかし、開発銀行の方はまだそこ

までちょっと至っていないようでございますが、相なるべく、こういうふうなやり方はそれなりのリスクもまた伴うものではあるかと思ひますけれども、多様化をさせていくという意味で開発銀行の方もこれからそうしたことをとられる可能性は多分にあるのではないかと思ひますが、ひとつ御見解をお聞きをしたいのと、これは大臣もしくは銀行局長さんにお聞きをした方がよろしいのかと思ひますけれども、全体の資金調達というものを財投中心からもう少し多様化の方向へ進めていく道はないか、それに対してどんなお考えをお持ちになつてゐるか、あわせてひとつお聞きをしたいと思ひます。

○吉田説明員 坂口委員御承知のとおり、開発銀行法の十八条一項四号で開銀にも保証機能があるわけでございます。また、こういうものを活用いたしまして、実は外貨保証でアメリカからの輸入などに対して保証を供与をいたしましたり、あるいは過去において電力などにつきまして保証を供与したことがあるわけでございます。

一般的には、一般論でございますが、保証料が若干高いのじゃないかという議論もございまして、それからもう一つは、保証を行うことによりまして、保証というものでや融資がルーズに流れてくるおそれがあるのじゃないか、そういうような一般論がございまして、もう一つは、政策金融でございますので、融資を実行する金融機関の政策判断を一つまたこちらがチェックしなければいかぬ、こういう手続の問題がございまして今御指摘のように余り動いていないわけでございますけれども、将来にありましては、こういうような機能も私も持っておりますので、どの程度それが可能か、十分検討を続けてまいりたいと思ひております。

○吉田(正)政府委員 資金調達手段の多様化が必要ではないかという御質問かと思ひます。現在、開発銀行と輸銀につきましては、一つは、このたびの法定準備金の引き下げとも関連いたすわけでございますけれども、自己資金あるいは回収金等が、長年の、三十年の歴史を持ってお

りますので、次第に蓄積されてきてゐる、そういうものも回転しながら財投資金の依存度を引き下げてゐる。現に、このたびは開銀につきましては四割、それから輸銀も一七割、財投の依存度を引き下げてゐるという面もございまして、つまり、自己資本による資金というものがございまして、それ以外に先生御指摘の外債でございますけれども、両機関ともそれぞれ活発にこの数年、外債をいろいろの手段を用ひまして、開銀におきましては米貨債も発行するという事で、各地で外債を発行する工夫を重ねておるわけでございます。

それ以外に考えてみますと、一つは、例えばこのたびの金融資本市場の自由化というようになると、ユーロ円債を居住者が発行することなどもございまして、こんなものもいずれば認めるべきかというふうな議論も、実は内部で、このたびも認めるかというふうに議論もいたして見たわけでございますけれども、何分にもまだ発足したばかりの資金調達手段でもございまして、なお市場の発達などを見ながら行つていく、考えていくという今後の検討課題などにも残されてゐるよう

に承知してあります。それから、ほかにも債券発行を国内でやるかというふうな議論もあるわけでございますけれども、内部の話を申し上げますと、なお国内の業制度問題なども今後の金融資本市場の自由化等の情勢を見ながら検討すべき課題だということ、問題意識としては持つておりますけれども、とりあえずはこの自己資金あるいは回収金の改善、それから、ただいま御提案申し上げてゐるような量的から質的機関へ転換を図つていくというふうなことで、量の依存度も財投依存度を下げていくというふうなことを考えてゐるわけでございます。

○坂口委員 先ほど、開銀の総裁の保証料が高過ぎるというお話がございましたけれども、輸出入銀行の方の保証料というのはどのくらいなんです

か。○大倉説明員 けさは、伊藤委員でございましたが、たか武藤委員でしたかにお答えいたしましたように、私どもも従来、余り多くはございませぬが、保証実績がございまして、その分は大体〇・三割の保証料を適用いたしております。

今回お認めいただくとしております、輸銀供与でない場合、つまり輸銀供与でなくて民間金融機関が貸し出しをしている場合に輸銀が保証できる、その場合の保証料率をどのぐらいに設定するか。大体、今私の頭の中にはやはり〇・三割ぐらいのものがございまして、これは法律的にも銀行等の保証料、民間金融機関が保証する場合の保証料というふうなものもよく考えて決めるのだというふうに規定されておりますし、なおお認めいただきました段階で具体的に各方面と協議してまいりたいというふうに思ひております。

○坂口委員 それでは次に移りたいと思ひますが、これは開銀の方が中心になると思ひますけれども、開銀の方のこれから進めようとする新しい分野の中で、福祉に対してどんな分野があるだろうかというところをお聞きしたいわけでございます。

一つは、これから高齢者がだんだんふえてまいりまして高齢者の雇用問題、それから重度身体障害者の雇用の問題、こうしたことと絡めて、そうしたお仕事をなさるところへ融資等が優先的に行くというところになるならば、これは日本全体のためになり役立つのではないかと、これは日本全体のためになります、その辺の御用意があるかどうかというところをひとつお聞きをしたいと思ひます。

○吉田説明員 大きく言えば、例えば公害防止とか社会環境の整備も一般国民福祉に關係があるわけでございますが、今坂口委員御質問の、直接福祉に行く融資でございますが、実は私ども昭和五十年から有老人ホームなどを対象とする融資を始めております。また昭和五十一年度には福祉機器のリース、たとえば医療器具でございますとか、そういう種類のもののリースの制度も始めて



いるわけでございます。

さらに、今御指摘の重度身体障害者の雇用、これをあてなざる企業に對しましては、五十九年度、昨年度からでございますが、新たに融資を開始したところでございます。さらに、六十年年度でございますが、福祉関連の住宅機器、これは身体障害者の方とか高齢者の方々が家の中を移動するための簡易な器具とか、あるいはそのための便利な浴槽とか、そういう種類のものをリースによって行うというリース事業に對する融資でございます。

今までの福祉関連融資でございますが、福祉関連融資の実態は、御承知のようにその採算のとれるものでない、そういうような点から、融資に当たりましては私も惜り先と十分相談しながらやってきておるわけでございますが、始まりました五十九年度から五十八年度まで、ほぼ四百四十億の融資を幸いに実行できておるわけでございます。内訳を申しますと、福祉関連機器の關係が三百九十八億、それから老人ホーム等の国民厚生施設の關係で四十二億というところでございます。なお、重度身体障害者に對する融資は五十九年度から始めたばかりでございます。あれでございますが、既に三件で約二億八千万円ほど融資を実行しております。

申し上げましたとおり、なかなか採算に乗らないようなことも多くございますし、また、あえて重度身体障害者を雇用する企業はまだまだ少のうございますけれども、私どもの見聞するところではだんだん出てまいりまして、私どもはこういう点につきましても開発銀行の大きな使命であると思ひますので、將來これの充実を図っていきたい、こう思っておるわけでございます。

○坂口委員 ぜひひとつよろしくお願ひを申し上げます。

それともう一つは、今回の改正の中で大きな柱になっておりますのが技術開発に對する融資であるのかと思ひます。技術開発というのは非常にリスクも高い分野ではなからうかと思ひますが、あ

えてその分野に踏み込んで大いに技術開発に手をかそうという姿勢は非常に立派な姿勢だというふうに私は思ふわけでございます。

ここでひとつ、これは甚だ難しいことであることは私も重々知ながら実は申し上げるわけでございますけれども、技術開発をしまして、そこからいろいろの新しい製品機器、そうしたものが生まれてくるわけでございます。例えば一例を挙げますと、医療機械でございますとかあるいはまた医薬品でございますとか、そうしたもののその中の一つにならうかと思ひます。これは一例でございますけれども、それが間に合うものになるかどうか、それはリスクの非常に高い話ではございまして、立派に完成されまして、非常にまた高価なものになつてくるわけでございます。

例えば今挙げました医療機器でございますと、今までのような新しい機器がそこに誕生をいたします。そうすると、それはまたばらばらに高い値段がつくわけでございます。そこで自由競争が働いて、他にもよく似た製品が出てまいりますと四、五年のうちに値段が十分の一ぐらいにたつと落ちてくるわけでございますが、初期の段階におきましては非常に高い値段になる。だからこそ開発の意義があるということにも開発者にはなるのかもしれないが、しかしそういう、内容は優秀であるけれどもべらぼうに高い値段がつけられたものが出てまいりますと、病院等はそれを買わねばならないというので競って購入する。そういったしますと、今度はそれを取り戻そうとして一生懸命になる。国民に對しても非常に大きな負担がかかってくる。また、国公立の大病院であるいは国立の病院だというようなところは、それに對して多くの金をまた出さなければならぬというようなことになつて、悪循環を繰り返すことになるわけでございます。したがって、何とか立派な新しいそういうものをつくつてはほしいけれども、しかし、もう少しそれが適正な価格で社会に出ないものであらうかという気持ちがいふもするわけでございます。大きい病院等でも、非常に大

きな赤字の原因の一つに、このべらぼうに高い医療機器の購入という問題があるわけでございます。出します金もこれは大変大きな額でございます。これはばかにならない額だというふうに思ふわけでございます。

せっかく皆さん方がそういう新しい技術の開発ということに取り組んでいただいて、そしてそれを進めていただきます場合に、そのことによって適正な価格のものが社会に出まして、そして国民全体にその利益が還元されるということになれば、皆さんの方がやっていたいただきましたことがさらに大きな輪を広げることになるわけでございますが、しかしそうかと申しまして、私的企業に對してその価格を誘導するということも、またこれは非常にいろいろと問題のあるところではないかと思ふわけでございますが、きょうは通産省の方もお越しをいただいていると思ひますので、通産省の方からひとつお答えをいただいて、医療機器のことを例に挙げましたので、厚生省の方からもひとつ意見を言っていただいたいと思ひます。

○坂本説明員 ただいま医療機器の問題につきま

して坂口委員から御指摘がございまして、その価格の問題でございますが、委員の中にも触れておられましたが、一般的に、こういった機械器具、こういったものにつきましては価格を幾らにすべしというふうなことで行政的に介入するあるいは指導するということは実はなかなか難しいことではございます。ただ、私どもの方といたしましては、委員御指摘のように、できるだけ低価格で、かつ新しい技術というものが医療機器の市場に出回るように常々心がけねばならないと考えておりまして、開発銀行において行つてもらつております新技術企業化融資というふうなことはもちろんのこと、その前段階で研究開発委託制度といったようなものも設けまして、次々とできるだけ新しい機器を出したい。

御指摘のように、どうしても新しい機器が出回った直後は、数も少ないこともございますし、コ

スト的にはなかなか高つく時期があらうかと思ひますが、そのうちに規模もふえ生産段階に入ると、ある程度値段も下がる。さらに、競争者というものが出てまいりますと、そこに市場といひますか、市場競争によって値下げも起こる。こういったようなことで、技術開発をできるだけいろいろな角度から進めるといふようなことによりまして、市場に需給關係と申しますか、そういう客觀的な条件の整備というものが常々心がけていかねばならないであらう、かように考えておりますが、なかなか直接的に幾らというふうに決めることは難しいかな、こんな認識でおるところでございます。

○大西説明員 お答えをいたします。

厚生省におきましても、開発銀行の融資を医療機器、医薬品についてお願いをするという建前で今日まで来ておりますが、ここ四年間の実績では、医薬品については十二件、三十一億の融資をいただいておりますが、医療機器については実績がないわけでございます。

そこで、先生御指摘のように、医療機器、特に医薬品で申しますと非常に開発にリスクを伴うというところで、多くのメーカーは自己資金でできるだけそういう開発をしたいという姿勢で経営に当たつておるわけでありまして、その資金が十分でない場合に日本開発銀行の融資をお願いするというケースもあるわけでございます。

そこで、価格でございますけれども、医薬品につきましましては、御承知のとおり、八五%医療用品が占めて、その価格は薬価基準で決めておりまして、これが市場の実勢価格で決まってくるというところでございまして、価格はメーカーが期待する価格より実際には低い価格に現在設定されるというケースが多くなつております。

医療機器につきましましては、やはり限られた医療資源というものを考えます場合に、現実の医療ニーズに合ひ、かつ医療保険運営上資するといふ要素を加えた形で、開発段階からそういう要素を考慮して行うことが大切ではないかということ

で、現在厚生省では医療機器の開発のあり方というものを、そういうユーザーまで参画いただいた形で開発段階から考えていくという総合的な取り組みを考えておられるわけでございまして、先生御指摘のような形で今後医療機器の開発が行われ、国民に利益が還元されるような方向に持っていくべきだと私も考えておりますので、おおむね先生御指摘の趣旨を踏まえて今後行政に当たっていただけるのではないかと考えておるわけでございします。

○坂口委員 今もお聞きいただきましたように、これはなかなか難しい問題を含んでいるわけでございしますが、しかし、開発銀行の方もせっかくいい計画をしていただいているわけでございしますから、そのことが一企業に対してプラスになるだけではなくて、その結果というものが多くの国民にプラスになりますように、ひとつこれはどの程度の指導をしていただけるのか、あるいは注文をつけていただけるのかよくわかりませんけれども、でき得る範囲内においてひとつそういうこともあわせて指導をしていただければというふうに思っています。もし何かございしたら、一言……。

○吉瀬説明員 五、六年前から開発銀行が技術振興融資につきまして相当力点を置いてまいりました。技術振興融資をやるときに、今坂口委員の御指摘のとおり、技術の初期の開発段階におきましては開発銀行は設備投資を行っているわけでございしますが、むしろ研究開発費が大変金がかかるというふうな御要望がございまして、今回技術開発に係る研究開発費の融資を法改正をいたしましてお願いしている趣旨も、それにかかるとございします。

もちろん融資に当たりましては、非常にリスクの高いものは基盤技術研究促進センターがやりまして、これは無利子で、成功すれば金利を取るというようなやり方をやっております。開発の融資にはおのずから限界がありますけれども、御指摘の趣旨を踏まえまして、できるだけ技術開発に対する融資が円滑に実行できるように努めてまいりたいと思っております。

○坂口委員 では最後に、登記特別会計法案につきましてひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

皆さんの方からいただきましたプリントを見せたいでございます。『大蔵省人事費の抑制によるコスト減』になるというところが書いてございまして、『今後とも増員のみによつて対処しようとするならば、今後十五年間に数千人の増員を行う必要があるが、コンピュータを導入した場合に、これが全て不要になるだけでなく、現在稼働している非常勤職員二千名も不要となる。したがって、コンピュータ導入については、一時的には、移行のための経費増が見込まれるが、最終的には、大幅なコスト減となる。』という御指摘でございます。

このとおりに進んでいただくことを期待をいたしておりますが、最初の計画はよかったけれども、途中でコストがかさんで、また、手数料をだんだんと値上げをしなればならないというふうなことが続きました。困るわけでございします。これから十五年の間に機械化を進めていただきますためには、かなりの資金も要するわけでございします。その辺のところは本当にこのとおり大丈夫かどうかというのを念を押ささせていただきたいと思ひます。

○稲葉政府委員 先生御指摘のように、この問題は非常に長期にわたりますので慎重に対処していかねければいけないわけでございしますけれども、その間、経済情勢の変化もございしますし、あるいは技術の進歩というふうなものを踏まえまして、慎重に対処して御趣旨に沿つたような運営になるように私も私としては極力努力するということとでございます。こういう行政は失敗が許されないわけでございしますから、私も私としては、先生御指摘のようなそういう事態にならないようにやっております。

○坂口委員 最後に、大臣から三法案を含めまして、いろいろの議論をいたしました。一つは開発銀行の融資にかかるところのその利益た

るものをいかに広く国民のために広げるとかという問題、それから輸出入銀行の場合におきましては、それが新しい分野でいかにまた利用されるかという問題、それからまた今登記特別会の方にございまして、手数料の問題にこれがね返ってくる危険性はないかという問題、こうしたものもろのろの問題点もあるわけでございまして、あわせて御答弁をいただいで終わりたいと思ひます。

○竹下国務大臣 開発銀行というものがございまして、経済、社会の推移に適應しながら今日まで発展してきたと思ひます。その中の、いわば社会経済上のニーズに対応してこれからの職責を全うしていかねばならぬ課題だと思ひます。

それから、輸銀ももととは輸出奨励、時には外貨獲得とかいろいろなことが、徐々にいわゆる輸入に大きなウェイトを占め、そして量から質への転換と、こういうふうなところまで生々發展をしてきておりますので、これについても所期の目的を今後とも達成していかねばならぬ。経済協力等におきまして、二国間問題が出ますと、まづは円借何ぼだ、その次は必ず輸銀の融資は何ぼだ、そして一般のバンクローンがどうだ、こういう順番で折衝していくわけでございします。より一層、いわば国際的地位が上がれば上がるほど、その果たす役割もまたそれに対応していかなきゃならぬと思ひます。

資金調達に面におきまして、国際化、自由化のこういう時代でございますので、今後そういう市場の進みぐあい等を見ながら十分検討していくべき課題だと私は思っております。実際部内では検討されたということも承っております。

それから登記特会は、これは本当はかなり長い間の、ある意味においては悲願という法務省の方にはちょっと表現が適切でないかもしれませんが、けれども、ある意味においては登記特会をつくるというのには悲願でなかったかと私は思っております。そこで、先般審議していただいたときにも御

指摘を受けました、あへん特会といういわば他省庁のものを一つスクラップしてつくったんじゃないか、こう言われましたが、それはそれとしまして、とにかくこの行政改革において特会を設置するその必要性は大変にあるという判断をいたしましたので、ことしこれに踏み切った。

今後、確かに金がかかるだろうと思ひます。それについては、法務省から十五年計画の算定というのも見せていただいたことがございしますけれども、現段階ではそれは未確定な問題でございします。それで、これからは、今後のコンピュータ化の段取り等は法務省におかれましては御検討をまわして、適切に対応していかねばならぬ課題だというふうに思っております。

○坂口委員 十分ばかり早くございしますが、答弁が非常によかったので、早く終わらしていただきます。ありがとうございました。

○中川(秀)委員長代理 安倍基雄君。

○安倍(善)委員 今まで同僚議員がいろいろ質問されてきてまして、また貿易摩擦についても皆さんいろいろお聞きになったのでございしますけれども、大臣御承知のように、私も実は、木材について関税を下げるに、補助金のいわば一括削減というときに大きな穴を将来あけるような関税引き下げはおかしいんじゃないかというのを強く主張したわけでございします。最終的には木材については比較的モデルトな形で回答が出たと思ひます。

この点について、外務省の方にお聞きするところはいまだ大臣に、両方聞きたいのですけれども、アメリカの反応はどうだったのだろうか。つまり、頑張つてよかったのではないかと感じる私は持っておりますけれども、私の論議は、四つの品目九百点満点と必要ない、やはり頑張るべきものは頑張らないと、次の新しい品目をどんどんぶっつけられていくんじゃないかというふうなことを言ったわけでございしますけれども、その後の動きについて、外務省どう把握されておられるか。そして新しい品目、この前食糧を買えとい

うような話も出てきたわけでございますけれども、例えばアルミとか化学製品などについて、何か新しい品目をまたねらい撃ちしてくるんじゃないかという話もございましたけれども、どういふぐあいに受けとめているわけでございますし、よう

〔中川(秀)委員長代理退席、熊谷委員長代理着席〕

○恩田政府委員 今般の経済対策に関する米國における動きでございますが、簡単に申し上げまして、中曾根総理以下政府のこの措置を一つの大きなステップとして評価する、しかし、今後とらなければならぬ政策は残っているもので、それは成り行きをせひ見守りたい、こういうのが大ざっぱに言つて米國政府の反応であらうかと思ひます。議會筋については依然として厳しいものが残っているというのが状況でございます。

それから、その次に先生の御指摘になった四分野以外にどうであらうかという問題でございますが、米國はとりあえず、米國の製品で競争力が強いものであつて日本においてその市場の可能性が高いもの、こういうことで四つを選んだわけでございます。今後これの日本における市場のアクセスの拡大について日本側とせひとことんまで議論したい、こういうことでございます。したが、いまして、今後どうなるかということにつきましては、もうちょっと様子を見てみたいとわからな

いというのが現状ではないかと思ひます。

○安倍(基)委員 率直に言つて、大臣、頑張つてよかつたとお思ひになりますか。答弁するのはなかなか難しいかもしれませんが、どういふ御感想を持つていらつしやいますか。

○竹下國務大臣 これは私は、木材問題というのは前からの問題でございますけれども、いわゆる針葉樹の合板でございますから節がありまして、だから日本への今日の輸入量はそう大きなものではございません。むしろ日本の合板業界が一番気にしておつたのは、それが広葉樹に広がつて、いわゆる東南アジアの製品輸入という問題に對す

る圧力というものを心配しておつたと思ひわけでありませう。

ただ、向こうの山林関係の人は自由貿易主義者で、私個人的に人格者だと思つておりますので、そういう原則を主張しておられて、そしてその原則というものを六十二年からということできちんとお約束すれば、それなりにその問題については理解していただける相手方だな、こういう印象を私は個人的に持つておりました。と申しますのも、合板議員懇談会というのの会長を私はやつておつたことがございまして、そういうことからそういう印象を持つておつたわけでございます。したがつて、ちょうど円ドル委員会と同じように、ある種のスケジュールさえきちんとすれば合意に達し得る問題ではなかつたか。

しかし、これからそういう事態を想定いたしました、国内対策は川下川上と言わず基本的に考えなければならぬ時期に来ておることは承知しておるつもりであります。

○安倍(基)委員 いずれにいたしましても我々がこうやつて補助金を本当に一括削減というときに、アメリカさんが言つたからといって、将来大きな補助金のいわば種になるようなというか、関税でもつて補助金を代替しておつたのが、その分だけ補助金が大きな支出になるというやうな形のこととは避けていただきたいと思ひのでございませう。

貿易摩擦問題はこのくらいにいたしまして、今度の新しい法律でございますが、今般口委員からいろいろ話がございましたけれども、輪開銀ともに資金運用部の資金が中心でございます。大分外債など、あるいは自己資金などで、今さつきもお話があった、開銀は三割くらいはそういうものでやつておるということでございますけれども、私も今非常に考へておりますのは、こういう運用部資金がこれからどうなつていくのか。つまり、さつき年金の自主運用なんかもございしたけれども、高齢化社会がどんどん進展していきますと、当然その分の支払いがふえていく、

原資のふえ方がだんだん鈍つてくるということがございませうし、午前中お話をいたしましたけれども、金利が当初のころは政府金融機関の基準金利、プライムと郵貯の差がべらぼうにあつて、それがだんだんと縮まつてきて、結局輪開銀のいわばプライムと運用部預託の差が非常に縮まつてきている。当初から比べて十分の一くらいでございますか、十年前から比べても三分の一くらいになつていふ状況でございます。

こういう資金調達面で、財投はこれからどういふ伸びぐあひというか、見通しであるのか。資金調達コストがどうやつて動いていくのだからかという、先の見通しをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○宮本政府委員 財投の問題でございますが、今御指摘のとおり問題があるわけでございませう。先行きの見通しを立てることはなかなか難しいのでございませうけれども、財投の原資といたしまして、まず、郵貯があるわけでございませうが、これは一般の民間金融機関の預金と同じように、やはり経済の安定成長下におきましては伸びが期待できない。また、いろいろな金利自由化商品が出てまいるわけでございませうから、当面はなかなか伸びが期待できない。それから年金資金でございますけれども、これも年金受給者の増加に伴ひまして、どうしても支払い額の方がだんだんふえてまいるといふことで、従来と同じように積立金がたまるというわけにはいなくなつてくる。

簡保のお金も郵貯と同じでございますが、そうさう高度成長期とは違ひましてなかなか伸びが期待できない。それからまた自己調達いたします政府保証債につきましても、国債をこれだけ出していふ状況下でさらに政保債をどんどん出していいかということになりますとおのずから限度がございませうし、また市場の消化能力等もございませう。また政保債は一般的には運用部資金よりはコストが高いという点もございませうので、余り政府関係金融機関なり財投機関が政保債に頼るのもこれまた問題であるといふこともございまして、おのずか

ら原資につきましても限度があるわけでございまして、その点につきましても、資金調達につきましては今後十分いろいろなことを考えながら対処していかなければならぬ面があると思ひます。また同時に、量的な面のみならず質的な面におきましても、金利が自由化されてくるに従ひましてどういふ資金調達コストが高くなつてくるという状況があるわけでございませうので、この点につきましても、どういふふうな資金調達コストを薄めていくかといふふうな点があるわけでございませう。

したが、いまして、私もといたしまして、こういう問題につきましても十分前広に勉強しておく必要があるといふことで、現在、理財局に財投研究会というものを設けまして、今勉強中でございませうけれども、場合によりましてはもう少しオフィシャルな場で幅広く検討していただくことが必要ではないかと考えております。

○安倍(基)委員 こういふことを考えますと、輪開銀の資金調達面、さつき般口委員が指摘されましたけれども、それを多様化していくということも必要かと思ひますけれども、それとともに、これからの運用がもちろん公共性と収益性と両にらみでいかなければいけない、今までのやうに好況であるからとどんどん使つてしまへといふことはいかないといふことが大きな問題になると思ひのでございませうけれども、今回の開銀の出資を認める、これはある意味からいふと、民間の資金を集めるために中核になるといふ、非常にプラスの面があるわけでございませう。

ただ、一面、出資という固定化してしまつて、融資であればほかの銀行もございませうから、横並びでおのずから一つのルールがあつて、めちやくちやな貸し方はできないが、出資となりますと、ほかのものができないのですからついつい、ついついといつては言ひ方が悪いけれども、固定化された資金、本当に収益を生んでくるのかどうか、あるいは収益も生まないままにずっといつてしまふのかどうかといふおそれがあるわけでござ

いますけれども、こういった収益を生まない投資が累積する可能性がある。それにどう歯止めを設けるかということが一番大きな問題になるのではないかと、思うのでございますけれども、この点、どう歯止めを設けられる御予定であるかというところでございます。

○吉田(正)政府委員 このたびお願い申し上げております開銀の出資機能の整備でございますけれども、これは先生も御指摘いただきましたとおり、やはり国民経済的緊要な課題であるという認識でございます。こういうものは初期段階におきましてはリスク性もございまして、低収益性もある、民間だけでは適切な対応が困難であるという分野でございますので、例示をいたしまして、例えば技術開発、都市再開発等の分野で民間を補完誘導して、このような分野における政策的緊要性の高いプロジェクトを適切に遂行するという観点で行うものでございます。

このような誘導あるいは補充するような分野は、おのずから限度があると考えられるわけでございます。

〔熊谷委員長代理退席、熊川委員長代理着席〕

そういう意味ではおのずから限度があるという意味でも歯止めはあるわけでございますが、先生の御指摘のような点もございまして、出資対象は事業種類ごとに政令で定めるといふことにしておりますし、また、実際の出資に当たりましては、個々に大蔵大臣の認可にかかわらしめるといふことにしているわけでございます。

それから、そのようなチェックは質だけに限りませんで、規模の面でも、もともと開銀の基本業務は当然のことながら融資にあるわけでございますので、出資総額も現在の開銀の収益構造を要しない範囲という基本的プリンシプルを守りながら、開銀の財務の健全性を損なわないように運営してまいりたいというふうに考えておるわけでありま。

確かに最初に申し上げましたとおり、高リス

ク、低収益性の克服ということを考慮いたしますと、御指摘のような収益性の問題についても、固定して収益を阻害するのではないかと、いう点はあるかと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、これによりまして民間資金が誘導されてプロジェクトの円滑な推進が図られる、それからリスクの点につきましても、開銀の審査能力というものはこれは相当の長い経験を経験を積みまして充実しておりますので、長期的な回収可能性も十分識別判断することができるといふふうに確信しております。

したがって、そういうようなことから、全体を通じて開銀の健全な財務基盤は損なわれないという範囲で対応可能というふうに私も今回の御提案について考えているわけでございす。いずれにいたしまして、御指摘の点は十分踏まえまして、今後の出資制度の運営に当たってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○安倍(基)委員 それでは、個々のプロジェクトについては個別に認可をするということであるという点でも、二重チェックということかと思ひます。

技術開発の問題につきましては私はまことに賛同するのでございすけれども、都市開発、これも必要なんですけれども、ただ私、ちょっと心配なのは、この前補助金のようにいろいろ議論したのですけれども、大体地方税なんか、メカボリスにほとんど集中してしまつておる。例えば東京都なんというものは、人口が一〇％以下なのに地方税収入一七％も入つてきている、法人住民税は二五％入つてきているというふうなことでございまして、今横断的いわば計画が組上つておるようでございますけれども、私は、本来こういうのは、そういうメカボリスに財源が集中している以上、地方自治体が自分でやつたらいいんじゃないか。要するに、国の資金をつぎ込むとしますといわば地方の格差と申しますか、そういう問題がクローズアップするのではないか。

特に、都市開発、地域開発というのは、政治家たちが一生懸命自分の選挙区にそれを取り込もうとする。それも連れてきた先生が、今や地方財政は火の車でございますし、国もなかなか苦しい、そうなるとう国の資金をこういつた形で持つてきたものがえらいプラスになるというので、いわば政治的な引張り合いになる可能性もあるのではないかなというところでございまして、先生方、いい先生も悪い先生もいらつしやと思ひますが、票が大切なことは皆さん同じでございますので、どうしても自分の方に引張り合う。となりますと、この都市開発というものは、さつきちょっと人によつては議論が違つてくると思ひますけれども、ちよつと問題ではないかな。ますます自治体の格差を拡大するのじゃないか。よほど慎重に扱わなければいけないんじゃないかという気がいたしますけれども、この点、大蔵大臣あるいは総裁、どうお考えであるかお答え願ひたいと思ひます。

○吉瀬説明員 まさに御指摘のような問題あるわけでございます。私どもも、核都市の拠点整備というふうな種類のことで、あるプロジェクトに对应する場合にも、開銀法の基本精神でございまして、他のものができないときに開銀が出ていくという原則は貫こう、こう思つております。

また確かに、ある地域は財政力のあるいは若干豊かな都市を含むかもしれないけれども、プロジェクトそのものはやはり懐妊期間が長く、なかなか収益が期待できないというふうなもので、そういうものに開銀が投資することによりましてプロジェクト全体が将来収益性を確保するといふことを目指して行つていこうと思ひます。

ただ、御指摘のようないろいろな意味の、それが乱に流れるというふうなことは、私も厳に慎みたい、こう思つております。

○竹下国務大臣 かつて私も地方からいへば、いわゆる地開梓といひますか、地域開発梓、あれは大変ありがたいものだと思ひました。そういうことから見ますと、今安倍さん御指摘の都市開

発という比較的裕福な自治体というふうに見られがちでございますけれども、しかし現実問題としてそう不交付団体ばかりあるわけでもございせんし、その辺やはり開銀が、他の金融機関が直ちに出勤できない収益性の問題も、長期にわたる見通しというものが立てなければいかぬというところ、適切に対応していかなければいかぬのだし、またそうあることを私も信じておるところであります。

○安倍(基)委員 東京都にしても、かつては震災の後には外債などを出したこともあるわけでございますし、それそれの大きな地方自治体ではそれなりの財源調達能力もあるわけでございますから、やはりこういつたものは、国は、開銀は最後に出ていくという言い方は悪いけれども、彼らが十分準備をした後に、添え物といった言い方は悪いけれども、むしろそういうような姿勢でもいいのではあるまいかな、本当にそのプロジェクト、プロジェクトが国の全体から見れば必要であるかどうかという点は、やはり十分考えてやつていただきたいと思ひます。

この点私も、さっきの坂口委員のように、だんだんと違つて形、財投じゃない形で資金を調達していけば身軽になるかと思ひますけれども、やはり財政を中心の公共性というものである以上は、政治家の食ひ物にされないようにということをおは本心に心配するわけでございます。

主な開銀についての論点はその辺かと思ひますけれども、今度輸銀法の関係で、これはさつき部分的に問題としても出たわけでございますけれども、今度、輸銀が現地法人に直接融資することのメリットと申しますか、従来は親会社に、あるいは外国の政府機関等に貸していた。この点は非常に安心であつたわけですね。例えばイランなんかの場合も、親会社に貸しておつた。だから、向こうがだめになつても、結局親会社からちゃんと払つてくる、向こうの政府機関から払つてくるというところで、貸し倒れもなしで済んだ。ところが現実問題として、今度現地法人に直接融資すると

いう話になりますと、よほど慎重に調べなくては  
いけない。親会社に保証させるといふような手段  
も講じるのじゃないかと思えますけれども、しか  
しそれはそれなりに十分調べるネットワークが本  
当に輪銀に備わっているかな、そんなことを言っ  
ては申しわけないのですけれども。親会社ならし  
ょっちゅうつき合っているわけですからその辺は  
心配がないけれども、直接融資することが、どう  
してもそういう手段を講じてはいけないうのな  
な、むしろ今までもどおりでもよくはなかったか  
なということ、それだけ調べる、別にアピリテ  
ィーをどうのこうのじゃないですけれども、ネッ  
トワークを持っていらつしやるかという点をひと  
つお答え願いたいと思います。

○大倉説明員 御高承のとおり、今までは日本に  
おります親会社が海外子会社に出資をしたり海外  
子会社に長期資金を貸したり、そういう資金需要  
を親会社に対して私どもが提供しておたわけで  
ございます。今回新たにお認めいただくとして  
いるのも、実はそういう伝統的な手法を必要があ  
ると認められる場合には補充することができると  
いうにしようという考え方でございまして、今回の  
やり方が主流になるというふうには考えておりま  
せん。

じゃその補充するというのはどういう場合だと  
いうことになりますと、やや大げさに言います  
と、長い目で見れば現地法人が一人前に育って  
くれる、自分の信用力で現地の市場で資金調達で  
できるようになる、これが将来的には一番望まし  
い姿である。いつまでも親にぶら下がっているとい  
うのじゃぐあいが悪い。そういう育っていく過  
程で、ある程度現地の金融機関からは調達でき  
るというふうなことになる。しかし、まだ現地の  
資本市場そのものがなかなか育っていない  
というふうなケースはあり得るわけでございま  
す。そういうときに、日本側の資金調達部分につ  
いていつまでも親会社スルーでしか調達できな  
いというのじゃない、子としての資金調達の一つ  
の方法に日本の金融機関から直接借り入れる、そ

れが場合によっては輪銀である。民間金融機関は  
もちろん今でも貸せるわけですが。そういうふう  
な、いわば育っていくプロセスで親会社からだん  
だん離れていくことが現実的に妥当だし、子会社  
としてそれなりの担保力もついてきておるとい  
ふようなケースを想定してあらかじめ用意をいたし  
たい。あくまでも補充的なものとして考えており  
ます。

ただ、そういう経過的な局面で、御心配のよう  
な、今までもどおりだつていいじゃないかというこ  
とももちろんあります。今までもどおりのやり  
方の方がよければもちろんそういたします。それ  
から、信用力になお若干問題があるといいたしま  
すれば、親会社から保証をとるといふことも考え  
ております。

第二番目の御質問で、そういうのを一体ちゃん  
と調べられるのかという話で、これは一生懸命調  
べなくてはならないわけですが、実は今  
までも親会社に貸すときに、その貸す金はどこ  
に使うのかという話で、当然現地の事業体の  
内容なり現地企業の資産内容、信用力あるいは財  
務状態というものは調べておるわけでございま  
す。駐在員がやれるケースもございまして、なか  
なかに駐在員だけでは手に負えない場合には、こ  
ちらから人間が現地に参りまして、ある程度時間  
をかけて実査をするということもいたしております  
で、少ない人数で大変ではございますが、そうい  
う点ではできるだけ遺漏なきを期してまいりた  
い、そう考えております。

○安倍(連)委員 それでは、当面はそれほどの需  
要はないというぐあいに思っています。親会社に保  
証させるといふのは、心配なときには親会社に  
保証させるといふぐあいに理解してよろしゅうご  
ざいますね。まあそれはそれとして、やはり非常  
に慎重に扱っていただきたいと思えます。

それとともに、さつきも問題になりましたけれ  
ども、いわゆるカントリーリスクのある国に民間  
が貸すときに保証してやる、それはそれなりに非

常に意味があるかと思えますけれども、逆に本  
当にカントリーリスクがあると、その分しよい込ん  
じやう可能性は十分あるわけですが。ですから、そ  
のカントリーリスクのある国に融資するといふの  
は非常にいい面もあるけれども、万が一それが膨  
大になったときに、それは国が——国というか輪  
銀が全部しよつてしまふことになるのではない  
かな。その辺のバランスというか、プラスの面もあ  
るけれども、逆に危ないところだから保証しちや  
うんだ、こういう話になるわけですが、それが  
民間銀行が割合と気楽にどんどん貸してしまつ  
て、最後にはツケが輪銀に回つてくる可能性もな  
きにしもあらずじゃないかなということが一つの  
心配でございます。

もう一つ、これは一緒に聞きたいのですけ  
れども、さつきもちょっと出たかもしれませんけ  
れども、最初考えたときは恐らくそういつたこと  
でなかったんじゃないかと思うのですけれども、  
今回の措置は貿易摩擦解消策という、もともとそ  
ういう意図があつてこういう改正になっておるの  
かどうか。それは貿易摩擦の解消に役立つ  
とお思いであるかどうか。この二点についてち  
よとお伺いしたいと思います。

○大倉説明員 民間金融機関ももちろん同様で  
ございますが、私どものように海外取引を主体で仕  
事をいたしております、カントリーリスクと言  
われるものをどう判断して運用するかというの  
は確かに大変な問題でございます。相手の国の  
あることでございまして、公表いたすようなこ  
とはいろいろまた影響が出ますけれども、やはり  
部内としてはその問題は真剣に勉強をいたしてお  
ります。

安倍先生非常によく御承知なんで、ややテクニ  
カルな用語を使つて恐縮でございますが、結局ソ  
ルベンシーの観点から、例えばAからEにラン  
クづけをしてみたらどうなるだろうか。その場合  
のソルベンシーは、単純に経済的なファンダメン  
タルのみならず、その国の置かれた地政学的な地  
位も入れて考えてみる。一方でリクイディティ

の面から現状いかん、今後数年間どうなるだろう  
というので、例えばAからEにランクづけをして  
みる。そのマトリックスの中で、ある国に問題と  
いうか懸案が出てきたときに、この国は例えばC  
のCに属するとか、EのEに属するとか幾らこれ  
を思つてもちよつと手が出ないわけでございます。し  
かし、今問題になっている国は、いわばCのDで  
あつたりあるいはCのCであつたりという国が割  
合多いわけがあります。そういう国に今後与信を  
どう考えるかといふことは非常に慎重に考えなく  
てはいかぬ経営上の一番大事な問題でございま  
す。

ただ、今回の改正をお願いしておりますこと  
について御説明いたしますと、そういう国でも、  
今の金融危機は一応乗り切つたけれども、やはり  
かなりの時間をかけてみんなが一緒に協力を  
していかないと、もともと全部パアになつてし  
まうといふことも十分予想できるわけでございま  
して、そのためには新しい資金といふものも、国  
際的に見てそれぞれの国とその国との関係に  
応じてそれなりの国際協力をしていくことが必  
要な時期が必ず来る。そのときに日本の相応の金  
額といふのは幾らかといふのは、もちろん全体と  
していろいろ議論の積み重ねの中からおのずか  
ら見当がついてまいりましょう。その見当の中  
で民間資金に純粋にどのくらい出してもらふとい  
うふうに考えるか、あるいは政府資金がみずからど  
のくらい出せると考えるか、あるいはその中間  
で、政府機関の保証で誘導して民間資金を動員  
することを考える、そういう枠組みの中で私ども  
は考えておりますので、保証機能ができたから幾  
らでも保証してあげますよ、幾らでも貸してく  
ださい、私の方は仕事があればあるほどいいので  
すといふふうな乱暴なことを考えておるつもりは  
ございません。全体としての法律的な与信限度  
枠の中、もちろん規定されておりますから、与信  
限度枠の中で具体的に個々の国の実情に応じて  
判断を重ねてまいりたい、そう考えているわけ  
でございます。



○竹下国務大臣 今度の法律は貿易摩擦の問題を意図してやったわけではございません。それは今御指摘なさったとおりでございますが、現実的な対応の仕方によっては結果としてそういうことになり得ることは十分あるというふうに私は思っております。法律改正の目的がそれであつたわけではないということでございます。

○安倍善委員 それじゃカントリーリスクの問題について、ある程度危ない国に対しては総枠のくらいとか、そういう程度の一つの枠を設けて考えられるのかどうかですね。特に日本の銀行は国というものに対してやはり絶対的な信頼を持っていますから、なかなか日本の銀行も大銀行ですけれども、やはり最後は政府が見てくれるわという感じがいたしますと、日本の政府は当面倒見のいい政府はないものですから、ほかの国がどうであるかわかりませんけれども、ある程度今のカントリーリスクのある国に貸すという一つのあれであれば、それなりの大枠でこれ以上は貸さぬとか、シビアにやっていく。CとEとかその辺になつてくれば、本当に最初からもう総枠を決めるくらいの一つの歯どめが必要ではあるまいかな。今の法律そのものが、最初の貿易摩擦についてはさつき大臣が言われたことと同じだと思ひますけれども、その問題はそれでよろしゅうございますが、今の歯どめの問題はある程度、枠としての一つの総枠で抑えていくおつもりがあるのかどうか、ちよつとお聞きしたい。

○大倉説明員 非常に、どう申しますか、完全に知恵が発達いたしますと、金額を決めてかかるというところもあるいはできるようになるかもしれません。今のところ、先ほど申し上げたソルベンシーの判断も、実は中で議論いたしますと人によつてかなり違つたりいたしまして、なかなかこちらの知恵の方がうまく実態に追いつかないという面もございます。

〔熊川委員長代理退席、委員長着席〕  
しかし、そういった中で議論したものを私どもなりに一応判定基準にしまして、与信総枠としては

この辺かなという部内での見当を一応つけたと思ひます。

ただ、それが絶対にそこから一億でも超しちゃうかぬとか、あるいは余つていくからもういいとか、そういう運用をいたすつもりはないのでございませうけれども、とにかく関係部門いろいろに分かれておりますから、私ども銀行としての運営の基本的な考え方として、何か数量的なものでたどりつけばそれにこしたことはない。仄聞いたしますと、民間銀行も銀行によりましてはかなりの目数字で決めている銀行もあるようでございますし、とてもそこまでは新しいデータの入れかえが間に合わないという銀行もあるようであります。その辺の知恵もよく聞いてみながら私もとして遺漏なきを期してまいりたい、そう思つております。

○安倍善委員 いずれにしましても、冒頭でお話いたしましたように、これから財投の資金調達もいろいろ限定されてくる。公共性とともに収益性をやはり考えていかないと困るだらうという点で、開銀の出資の場合もやはり歯どめが必要だらうし、今度の輸銀の方の保証の問題もこれは相当大きな、ちよつと見た目はそうでもないけれども、協調融資での分を保証するのと、全く民間がやるのを保証するのでは、ある意味からいふと大改正ではないか。出資の面においても大改正だし、保証の面においても大改正であるといううような感じがいたします。特にそういうのが現在の、先細りといつては言い方は悪いけれども、財投がこれからどうなるのかという時期になされるわけでございますから、これはよほど歯どめの面を両方ともきちつとしておかねばならないのではないかと申すのでございますが、この点についてはまとめて大蔵大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○竹下国務大臣 これは輸銀、開銀によらず、いわば資金調達の問題においては、おっしゃるとおり、なかなかかつてのごとく期待したい環境ばかりであると思つております。したがつて、まさに量より質への転換、こういうことも必要になり

ますし、資金自体の問題におきましても、今後の検討課題として国際化時代に対応していく問題もあらうかと思つております。

したがつて、今度は保証業務ということになりますと、今おっしゃつてましたように、また大倉総裁からもお答えしましたように、よく我々先進国の会合へ出ますと国によつていわゆるランクづけみたいなものをいろいろしてございませうが、そういうことももとより念頭に入れながら、いわゆる償還確実性の原則ということですが、それに基づいてきちんと対応されるべき問題であるというふうに私も考えております。

○安倍善委員 今のこの問題はそれといたしまして、最後にちよつと例の登記特会でございますけれども、この趣旨がコンピュター化ということで、一応大義名分と申しますか、進められたわけでございますけれども、ある意味からいいますと、我々は今度の行革という意味で特別会計をできるだけ減らそうという動きをしてきたわけでございます。この前あへんの特会なんかを廃止いたしました。今度新しくつくつてこれは、さつき大臣の説明だと悲願であつたというわけでございます。これから特別会計にした場合にきちつとなるか、逆にルーズといつては変でございませう。例えはコンピュター化すれば人は要らないと思ひますけれども、どんどんと人間が削減できると思ひますけれども、往々にして独立しちゃうと何となくそれなりに——いろいろ一般会計であれば定員の削減とか何とかしきしきやつていくわけでございますし、やうけれども、特別会計の場合そういつたのがおろそかになつては困るんだ。そうすると、コンピュター化が一段落した時点でまたそれをいふば廃止していくのかどうか。今の時点でなかなか言い切れるかどうかかわかりませんけれども、その辺の感じをお答え願ひたいと思ひます。

○平澤政府委員 登記特別会計の新設につきましては、先ほども御議論がございましたように、登記の申請あるいは登記簿謄本の請求件数が急激に

増加しております。その結果といたしまして、現在例えは登記申請等の処理日数が四日ほどかかるとか、それから謄抄本の交付等の処理時間が四時間かかるとかいうやうなことで、いろいろ各方面に不便を与える、あるいは国際的な関係でもいろいろ問題を生じているというやうなことが背景の一つあるわけでございます。そのためには、やはりコンピュター化することによつてこれを効率的なものにしていくという必要があるわけでございます。

ところが、今委員おっしゃいますように、コンピュター化には恐らく十年以上の歳月がかかると思うわけでございますけれども、しかしコンピュター化が終つてしまつても、この登記特会を設けました趣旨は、結局受益と負担の関係を明確にする、いわゆる手数料を取つてそれをいろいろ登記事務等に充てていくということを明確にしていくという目的も大きな設置の理由であるわけでございます。そのほか、今申し上げましたやうなことをやつていくやうにいたしますと、やはり特別会計制度の剰余金の繰り入れ制度というやうなものも使つていくやうな部分も必要ではないかというやうな理由になつております。あるいは、施設を整備していくというやうなことも必要であります。いずれもそういう場合には特別会計を設置してやる方がより目的に合致した仕組みになるというやうなことを考えましてこれをとりやめたので、コンピュター化が終つた後におきまして、そういう仕組みは残していく必要は依然として残るのではないかと申すやうに考えているわけでございます。

しかし、いずれにいたしましても特別会計の設置その他については臨調等でこれを厳しく見直していくべきであるというお話も伺つておりますので、その段階においてまた改めて見直す必要は十分にあるというやうに考えております。

○安倍善委員 大体お聞きすることはお聞きしたわけでございます。若干時間も余りました

れども、ひとつ大臣、輪開銀法の改正について、それだけの歯どめをよく考えていただきたいというところが第一点でございまして、また、もとへ戻って貿易摩擦の問題につきましても、きょうは本会議ですつといろいろ各党のいわば質問など、特に農業関係の問題が出てきましたけれども、私の感じとしては、やはり日本の場合も主張すべきことを主張しておかないとアメリカというのかさにかかってくる連中ですよというふうな気持ちでございまして、その点ひとつ、筋を通した論議はあくまで貫いていただきたいと考えるわけでございします。

最後にこの点を念を押しまして、大臣のお気持ちを伺って、私の質問を終わりたいと思ひます。

○竹下国務大臣 一つは輪開銀関係、開銀ももとよりでございしますが、いわば歯どめ、これは確かにきちんとやっていかなければならぬ問題だと思っております。

そして、輪銀の議論でございしますから、それについて、貿易摩擦問題に対する政府が言うべきことは言うという基本的な態度というものは、おっしゃるようないつでも堅持していなければならぬ問題だという問題意識は私もひとしくいたしております。

○安倍(基)委員 どうもありがとうございます。

○越智委員長 正森成二君。

○正森委員 最初に、昨年のある新聞の報道によりますと、「今回の輪銀法改正は、六十年度予算編成の過程で、日本開発銀行と日本輸出入銀行に對し、産業投資特別会計への資金拠出額を増しを求めることになったことが、直接のきっかけ」である。「開銀法、輪銀法では貸付残高の千分の七を準備金として積み立てることを義務づけているが、これをそれぞれ千分の三に引き下げることで、産業投資特別会計への資金拠出額を増やそうというもので、これにより両行で六十年度は二百八十億円拠出することになる。この資金拠出の一部を通産、郵政両省の共管による技術開発新法

人(ハイテク法人)設立のための資金にあてる。」これから後が大事ですが、「この見返りとして、開銀に對し出資機能を拡大するとともに、輪銀には信用保証業務をはじめとする業務範囲の拡大が認められることになったものだ。」というふうに書いてあるのですね。

もちろんこういう単純なものではないとは思ひますが、こういう考え方に對して、大臣の御意見をまず承っておきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 別にいわゆる産投会計の問題との兼ね合いであつたというふうには私も理解しております。しかし、そういう論議がなされておりましたのは、あるいは正森さんの御質問にもあるかもしれませんが、言ってみれば開銀の使命というものはある意味において達成されたのではないかと、だから、むしろそれだけに新しい仕事をふやすことによって生き延びているんじゃないかと、そういうふうな批判を受けておつた事實は私は承知しておりますが、それとこれとは別の次元の問題であります。

○正森委員 そこで伺いたいと思ひますが、最近輪銀、開銀の財政投融資の使用残といふのが非常に言われておりまして、例えば、大分古い資料でございしますが、昭和五十四年度では日本輸出入銀行についていいますと五千六百四十億円もあり、そのうち翌年度繰り越しが千九百億円、不用額は三千七百四十億円とか、日本開発銀行でも昭和五十三年は二千二百五十億円ございまして、翌年度繰り越しが千六百五十億円で、不用額が六百億というふうな時期がございします。現在ではこれがどういうふうになつていくかといふことについて両総裁から伺いたいと思ひます。

同時に、新聞でも報ぜられましたが、どうも貸出先がないものだから、あるいは旅館、ホテル、それから百貨店、スーパーというところに開発銀行が非常に貸し出しをして、しかもそれが北海道東北開発公庫と融資合戦になつておるといふようなことまで言われたことがございしますが、そういう点はどうなつていくかについても開銀総裁からお

答へ願ひたいと思ひます。

○吉田(正)政府委員 輪銀、開銀の財政資金の使用状況、特に繰り越し、不用についてのお尋ねでございします。

先生、五十四年、五十五年を引用なさいました。私の手元にたゞいま五十五年からの数字がございしますので申し上げさせていただきますと、開銀につきましても五十五年に繰り越しが三百五十億円ございしますが、五十六、五十七、五十八年はございしません。それから不用につきましては、五十五年以降ゼロでございします。

それから、輪銀でございしますが、輪銀は五十五年に繰り越しが千八百億円、五十六、五十七年はゼロ、五十八年度千五百五十億でございします。それから不用は五十五年二百九十億という数字になつておるわけでございします。

それから、旅館、ホテルについてのお尋ねでございします。

開銀と北東公庫の旅館、百貨店に對します五十五・五十八年度の融資状況は、まず開銀について申し上げますと、五十五年度が六十一億円、五十六年度百五十七億円、五十七年度百三十二億円、五十八年度九十一億円とそれぞれなつております。それから、北東公庫でございしますけれども、五十五年が百五十八億円、それから五十六年百八十八億円、五十七年百三十五億円、五十八年百十五億円でございします。

○正森委員 それではもう一点お聞きいたしますが、貸し付けによる民間設備資金供給に占める政府資金のウェイトがどのくらいについてお調べ願ひたいといふことで言うておきましたが、私の手元によりまして、昭和五十三年は五〇%を超えろといふ高い率を占めているという数字になつておりますが、少し高いようにも思ひます。五十五年から五十八年についてはどうなつていくか、おわかりならお答え願ひたいと思ひます。

○吉田(正)政府委員 委員のお持ちになつておられます資料、恐らく「国民のための財政百科」に出

ておる数字でございしますが、それは五十三年度五・六%になつておるわけでございします。お尋ねの民間設備資金供給に占める政府資金の五十五年度以降の数字を同様のものについて申し上げますと、五十五年度三・〇、五十六年度三・〇、五十七年度三・〇、五十八年度三・〇、八、それぞれパーセントでございします。

○正森委員 今いろいろの資料を言つていただいたのですが、最後の貸し付けによる民間設備資金供給に占める政府資金のウェイトについて言いますと、これは昭和四十五年には一四・九%くらいだったのです。それが随時伸びまして、昭和五十三年の五・六%というのは随分高うございしますが、現在でも三〇%を超えておる。

これは、開銀総裁、民間の一部から開銀クラウドディングアウトなんという言葉がございまして、開銀がいろいろの方へ投資をするために優良貸出先を奪われて民間の金融機関が困つておるとか、あるいは今回の法改正についても、たしか私の手元にございします新聞では、都市銀行や長信銀などから反対の意見書が出ていたというようにも聞いております。こういう点について御所見を承りたいと思ひます。

○吉田(正)政府委員 設備資金の新規供給の中に占めるウェイトでございしますけれども、全体として株式とか民間金融機関とかいろいろの調達手段があるわけでございしますが、五十八年度は私も開発銀行その他で四・四%でございします。これはいろいろの統計のとり方で、また純増ベースとかいろいろあるわけでございします。

それで、開発銀行の資金が民間と競合するといふ議論は、確かに私も聞いておりますが、しかし私も私どもとしては、御承知と思ひますが、昭和六十年度におきましてはむしろ総額貸額を六百億円減らすとか、そういう点で私どもは、資金過剰の時代には開発銀行の資金量を余りふやさないという形で運営してまいりたいと思ひます。むしろ政府金融機関らしい、リスクの大きい——これにつきましては、リスクの大きいのは

また問題だという議論があるかもしれないけれども、例えばエネルギーの安定供給とかあるいは技術開発とか、そういう点につきましてもむしろウエイトを置いて運営してまいりたいと思います。

それから民間資金との競合でよく出る議論でございますけれども、これは民間資金の間の競争がいろんな点で開銀がウエイトを増したというような批判になって、むしろ民間機関相互間の競争が開銀に対する御批判としてはね返っている面もございます。その点は私も一概には言えないんじゃないかならうか、こう思っております。

それから、正森委員御指摘の都市銀行、十五行ですか、確かに御意見伺っております。その一つ一つの前提としては、財政投融資の中の政府金融のあり方を今研究しておる際だから基本論をまずやれとか、あるいは細かいことになりませんが、資金の運用につきましては財政全体の中で考えろとか、あるいは開銀がその当時企図しておりましたユーロ債の導入など、これはどうかとか、いろいろ一つ一つがごもつともな議論でございます。その一つ一つにつきましても、例えばユーロ債の取り入れにつきましては、資金調達が多角化で、やつてもよからうじやないかと私も思いましたけれども、そういう御批判があるのである程度のルールができてからこれを実行しようとかいふように、そういう声は聞いております。

それから前半の御議論を拝聴しております。政府金融機関らしいことをやれと、まさに私もどしどしは当然の議論として受けとめているわけでございます。

○正森委員 輸銀関係について伺いたいと思いますが、今度海外合併企業に対して直接海外投資資金を貸し付け得ることになりましたが、今までだったら、先ほどの質問にもございましたように親会社に貸す。親会社の場合には日本の法律の規制に従うわけですから、いろいろこれはお調べもできる。先ほどの御答弁では、親会社を通じて海外の子会社へ行く場合には何に使うのかということ

をよく調べるんだという御答弁もあったように横で伺っておりましたが、しかし海外の会社は海外の法律に基づいて設立されるので、日本の法律でもって直接コントロールできない。例えばこの二月でございましたか、予算委員会の質問でございました東京セラですね。あの武器輸出三原則に反するようなことをやったというような場合も、なかなかチェックできないというようなことが起こってくるのではないかとこのように思います。

そこで、輸銀総裁及び会計検査院からお見えただいていいますのでお伺いしたいのですが、従来も政府系金融機関に対して会計検査院が検査ができるようにということが言われておりまして、これは私、ロッキード事件にも関係したのですけれども、そのときから国会でたびたび決議されておる。それに対して、たしか昭和五十六年七月二十三日付で、官房副長官の翁さんでしたか、「会計検査院の検査機能の充実について」というのが出たと思います。ところが、これに対して輸銀、開銀というのは、書類を提出するといふようなことでは協力するけれども、いわゆる肩越し検査というのですか、そういうものについては御協力をなさらないといふことがございまして、今度改めて予算委員会でも質問がありましたが、六十年二月十三日に内閣官房副長官の藤森さんのお名前で大蔵事務次官あてに、一定の要件のもとに協力するようという連絡がございまして、それに対して銀行局長名で応分の協力をするようにという通知がなされたやに承っております。

そこで、二点伺いたいと思います。輸銀、開銀はなぜ今まで翁通達に対して御協力をなさらなかったのかという点が第一点であります。

それから第二点は、これは会計検査院に伺いたいと思うのですが、会計検査院としてあくまで会計検査院法の改正を求めておられたと思います。国会でもそういう趣旨の決議でございました。今回通達が出されましたが、あくまでこれは行政的な指導といえますか、措置でございまして、これ

では不十分な点があるのではないかとこのように私どもは考えております。

例えば、会計検査院法の二十三条一項七号では、「国又は公社の工事の請負人及び国又は公社に対する物品の納入者のその契約に関する会計」というのは調べることでございまして、この二つは調べることでございまして、ソウル地下鉄事件というのがございまして、私も予算委員会でも質問させていたしましたが、これなどは政府の借金が韓国から韓国に行われました。それで結局、日本の企業に対して莫大な発注をする。そこから不正なりペーとが出されて、非常に不透明であるといふことになりましたときに、これは一たん借款といふことで外へ出ておるので検査ができないといふことがありましたので、いろいろ法律上も措置する必要があるのではないかとこの国会でも議論をされた次第であります。

そこで、こういう行政通達と法改正との関係について、会計検査院の率直な御意見を承りたいと思います。

まず第一に、輸銀、開銀総裁からお答えを願います。

○吉田(正)政府委員 両機関にまたがることでもございまして、当方の監督機関でございますので、まず最初にまともにお答えいたしますと、会計検査院法の改正問題は長年国会でも御議論の対象であつたわけでございますけれども、それにつきましては、一つは、自由主義経済体制中で公権力が過剰に介入するのはいかかという基本的問題が一つございまして、それから、政策金融を円滑に運営するためにいたすにこの借入人に畏怖心を与えるようなことは回避しなければならぬといふような重要な問題をまず踏まえておいた背景があるわけでございますけれども、輸銀、開銀の場合には、その個別の融資案件一件ごとに厳格な事前審査が行われる、それから事後管理もかなり執拗にやっているとこのことでございまして、先ほど申しました基本的な問題点以外に、十分にこの問題につきましては対応できるという認識が

各機関にあつたわけでございます。

そこで、今委員が御引用になりました翁通達が出まして、そういう場合に、「検査上肩越し検査を行うべき合理的な理由があり、かつ、他の手段では事実の確認等が行い得ない場合には、肩越し検査に応ずるものとする。」というのが翁通達でございまして、これは実は当時の銀行局長から協力をさせておつたわけでございますけれども、実際上はそういうことがなかったといふことで今日に至り、再び藤森副長官の通達が出たといふふうに承知しております。

○吉田(正)政府委員 御答申し上げます。

先生、先ほど御指摘ございましたように、本年の二月、官房副長官から「会計検査院のいわゆる肩越し検査に対する協力について」という新しい通達が発せられております。これは先ほどお話ししました五十六年に発せられました翁通達の延長線上にあるものと考えられますけれども、その後、また昨年の三月及び四月にも参議院の予算委員会におきまして、院法改正問題についての議論が行われたわけでございます。

それ以来、実際の検査に際しましての私どもの資料の提出でございますとか、あるいは説明につきましては、従来に比しまして非常に積極的に提示をいただけるし、説明もしていただけるというところで非常に改善されてきておりまして、検査上、特に肩越し検査を要求しなければならぬといふような事態はなかったわけでございます。

それで、今回さらに通達が発せられたわけでございますけれども、前回の翁通達におきましては、肩越し検査をする場合の範囲でございまして、あるいはその肩越し検査が必要であるかどうかといふことの判断をだれがするのかといふような点で不明確な点がございました。今回、この通達によりまして、そういった肩越し検査を必要とする場合が具体的に例示されております。そしてまた具体的なケースが起りましたときに、監督官庁におきましても協力を指導する、こういう内容になっておりますので、私もどしどしは

ては、この通達が出されましたことによりまして、今後、肩越し検査の必要が生じた場合には、十分協力していただけるものと期待しているところでございます。

それで、院法改正との関係での考え方はどうかという点でございますけれども、私も私どもといたしましては、国会におきましてたびたびの御決議がございました。そして御議論もございました。それからまた、私も私どもといたしまして十分な検査を実施していきたいという立場から申しますと、院法改正は必要であるという考え方は従来と変わらないうわけでございますけれども、片やこの内閣におかれましては、現段階においてはいろいろ立法政策上あるいは金融政策上の観点から改正することは困難である、こういう御判断が示されまして、そして肩越し検査の協力ということでそれをやっていたという今回の通達が出されることになりまして、当面私どもといたしましては、この通達によりまして可能な限りの検査を実施してまいりたい、このように考えておるところでございます。

それからもう一点、最後になりますけれども、ソウル地下鉄のような事件が起きた場合に検査できるかどうかという御指摘でございますけれども、これは御承知のとおり、現在の会計検査院法、今お示しいただきました第二十三条一項の七号でございすけれども、これによりまして、国または国鉄の工事の請負人または物品の納入者となっておりまして、日本国または日本の公社の工事の請負人、それから物品の納入者に限定されておりますので、外国または外国法人によりましてこの工事の請負人または物品納入者に対しましては、権限は及ばないわけでございます。このように、外国の政府あるいは外国の法人からすれば日本国内の法人との契約の関係でございますので、これは会計検査院のいわゆる国内法としての権限の範囲からいいますと、それを越えるものであつて検査の対象にならない、このように考えておるわけでございます。

以上でございます。

○正務委員 時間がございせんのもう一問だけで終わらしていただきますが、開発銀行と輸出入銀行の自己資本、それが現在どうなっているか、そして期末の貸付残高に対する割合、それがどうなっているか、おわかりならお答え願ひたいと思います。そこで答えてください。

○吉田(正)政府委員 両機関の自己資本の額及び自己資本比率でございますけれども、五十八年度末だけを申し上げさせていただきますと、輸銀につきましましては一兆一千二百三億円、開銀が七千三百三十六億円でございます。

それから貸付残高に対する比率ということでございすけれども、通常自己資本比率と申します場合には、総資産を分母といたしまして、ただいま申し上げました自己資本が分子になる数字で申し上げさせていただきますと思いますが、その場合の自己資本比率は輸銀が一七・九三%、開銀が九・八二%でございます。

○正務委員 輸銀、開銀は、事柄の性質上貸出先は大きな企業が多うございまして、例えば開発銀行の場合には、一位から申しますと東京電力、関西電力、九州電力、中部電力、東北電力、日本郵船、北海道電力、四国電力、大阪商船三井船舶、中国電力というようになりまして、これだけで総貸出高の三四・二%を占めてはいますのであります。日本輸出入銀行の場合には三菱商事、三井物産、丸紅、伊藤忠商事、日商岩井、三菱重工業、住友商事、石川島播磨重工業、トーマン、東京電力、こういう順番になっておりまして、貸出高が一兆七千五百四十六億円、二八・五%を占めております。これは、この両行が主として世に言う大企業の融資に重点を置く性格の銀行であることを示しているんです。

国民金融公庫、これは零細企業に対して貸し出しをしているんですが、五十八年以来三年連続、政府出資が全行われていないという状況でございます。国民金融公庫の政府出資金は二百六十億円というままでとまっているわけでありまして、

したがって、調達資金がゼロの、政府資金が非常に少ないものですから、私の方の資料では、貸出総枠に占めるこの政府資金の割合は〇・五四%、あるいはそれより低いかもしれません、非常に低い割合であります。そのことがまた貸出金利を高くしているという関係になっていると思ひます。

今、仮に輸銀や開銀と同じ割合の自己資金があるということになれば、国民金融公庫の貸出金利がどれくらい低くなるか、あらかじめ計算をお願いしておきましたが、もしおわかりでしたらお答え願ひたいと思ひます。

そして大臣には、財政上非常に厳しい折ではありましようけれども、国民金融公庫に対しても政府出資金をさらにふやすとかいうことで、その経営状況や貸出金利が安くなるようにぜひ御配慮をお願いしたいと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○吉田(正)政府委員 ただいま御質問の、要するに輸銀開銀の自己資本が国民公庫にあれば金利をどの程度引き下げられるかということについてお答えさせていただきますと、自己資本が輸銀開銀並みとして、その増加額が資金運用部からの借入金に振りかわることによるコスト軽減額ということとで平均利回りの引き下げの効果を単純計算いたしてみますと、輸銀開銀並みとした場合は約一・七%、開銀並みとした場合は一・一%の引き下げとなるわけでございます。

しかし、この国民公庫の貸付金利の水準は、これは政策上の判断から基準金利は民間の長期最優遇金利と同水準に決めたわけでございまして、これが自己資本があるから、あるいは自己資本が充実して収支が改善されたとしても、公庫の貸付金利の水準は変更されるものではない。つまり別の政策判断で行っているわけでございます。

それで現に、これは輸銀開銀がともに独立性、自主性がございすので、収支相償の原則ということとで、みずから賄つてみずから貸すというような責任が逆に課せられているということも私どもの

方から指摘させていただきたい。それだけ厳格な自己責任の原則によって経営が行われている。それによりまして利益が生じるときには、みずから自己資本を留保しつつ、国庫納付金を納めながら経営を行っている。したがって、今度の場合にも厳しい財政事情を考慮して法定準備金の積立率の引き下げを図つたわけでございます。

さらに、開銀について申し上げますと昭和三十一年度以降、輸銀につきましては五十八年度以降、政府出資は行っておりませんが、六十年代においては別の政策目的、それぞれの政策判断によりまして、厳しい財政事情がございましたけれども、本年度は商工中金に対して百億円、中小公庫に対しては二十億円の政府出資を行っておりますし、国民公庫等に対しても所要の補給金を交付しまして、それぞれの政策目的に従つて政策機関として業務の円滑な運営が図れるようにしておると私どもは考えておる次第でございます。

○竹下国務大臣 輸銀、開銀は、今も答えにありましたように、いわゆる収支相償の原則ということに立っているわけですから、国民金融公庫の場合にはまさに政策金融そのものであつて、そして利子も言つてみれば政策金利とでも申しましようか。したがって、中小公庫二十億円、それから商工中金が百億円、それで国民金融公庫についてはいわゆる収支差補給金という形でこれは対応しておるわけでありまして、その政策目的が十分達せられるようなそれらの所要の措置は、財政状態はいかに厳しかろうとも、適切な対応をしいかなければならぬある意味において宿命があるのではないかな、こんな感じで私はいつでも見ておるところであります。

○正務委員 銀行局長の答弁には私からも申したいことがございす、時間が過ぎておりますので、これで終わらせていただきます。

○越智委員長 養輪幸代君。

○養輪委員 私、登記特別会計法案について二、三お尋ねをしたいというふうに思ひます。まず最初に、登記特別会計制度を設けることに

よって、登記関係職員及び国民にどのような利益があるのか、これを最初にお答えいただきたいと思ひます。

○稲葉政府委員 まず、登記の従事職員の関係でございしますが、登記の従事職員が現在コンピュータ化によって特に改善しようとしているのは、いわゆる謄抄本の交付あるいは閲覧の関係の事務でございします。この事務については現在非常に機械的な要素が強いわけでございしますし、またブックシステムということで、登記簿の搬出入あるいはコピーというようなことに伴い騒音、臭気、ほこりというようなものが非常に出てくるというふうなことで、職場環境が非常に劣悪だということがございします。そういう点でそれが改善されるということになるわけでございします。

それとともに事務処理の適正迅速化が図られるということになります。それに伴ひまして国民の方は、先ほど大蔵省からも申し上げましたように、登記の謄抄本を申請いたしますと、平均でございしますが、四時間待たなければいけない。地方によつては二日、次の日に来てくださいというふうな地方もあるというふうなことでございまして、そういうものが改善されるということで、迅速に情報が得られるということになるわけであります。

さらにデータが二重三重に保護されるということになりますので、そういう意味でも国民の権利保全が図られるということになろうかと思ひます。

○養輪委員 私がお聞きしたのは、登記特別会計制度を設けることによる利益ということなんです。ところが、今御答弁いただきましたのは、コンピュータ化による利益というふうな考え方のようです。利益というふうに私がお尋ねしたわけですが、今お答えいただいたものは、利益というよりは効果ですね。こういうことをやるとこういう効果が生まれるということであつて、それが利益と言えるのかどうかというのは、これは非常に問題だというふうに思ひます。

なぜなら、今お聞きした登記関係職員に関する部分なんというのは、劣悪な労働条件を当たり前の労働条件に改善するというようなことであり、また国民に対する謄抄本の交付時間の短縮の問題につきましても、当然の行政サービス、今までがかえつて悪化していたものをもとどおり当たり前の行政サービスを受けられるように戻すだけのことでありまして、それを効果ということでは言ひ難い効果ですけれども、国民にとってあるいは登記関係職員にとって利益であるというふうには受けとめられるかどうかというのは非常に問題だというふうに思ひます。

私がお尋ねしているのは、コンピュータ化の効果ではなくて、登記特別会計制度を設けるということ、このことの効果なんです。ですから、大蔵省の方が特会制度を設けられるわけですから、その点でどういう効果というか、国民にとっての利益があるとお考えなのか。大蔵省からも御答弁いただきます。

○平澤政府委員 登記特別会計を設置するメリットでございしますけれども、その経理を一般会計と区分して行うということにより、一つは登記関係手数料収入が登記関係事務のコンピュータ化とか、それからその他もろもろの経費に充当されるということが明確になる。要するに、受益と負担の関係を明確化するということが一つのメリットでございします。

それから二番目といたしましては、若干技術的にありますけれども、特別会計における剰余金の繰り入れ制度ということが可能になるわけでございします。そういったと、長期的な展開を踏まえた安定的な登記関係手数料の設定がその結果可能になるわけでございします。といひますのは、年度によって手数料がある部分たくさん入ってきたときに、それを翌年に剰余金でずらしていくことによつて、平準化していきながらやっていくことができるというメリットがございします。

それから、この特別会計におきましては長期借入金を入れることにいたしましたので、その借入

金によつて施設費の財源に充てるということから、施設整備の促進を図ることができるといふ点がございします。

それから四番目といたしまして、特別会計予算総則に弾力条項を設けることといたしましたので、例えば歳入予算を超える収入があった場合に、事務費等の増加に充てることもできるということ等を考えまして、特会を設置いたしましたわけでございします。

○養輪委員 ただいまお答えいただきました中で、最初に受益と負担の関係が明らかになるというふうな言われまされたけれども、最初に申し上げましたように、これが受益であるのかどうかというのには、まず非常に問題があるわけなんです。何か事がされればそれが受益であるというふうな感覚的、受けたとめられがちですけれども、果たしてこれは国民にとって受益と言えるのかどうか。そして、その受益ということとの関連で負担をしななければならぬようなものなのかどうか。

基本的なこれらの事務というのは一般行政事務でありますから、これを受益者負担とすべき必然性というのには必ずしもないと私は思ひます。今回コンピュータ化を進めようということと特会制度を設けるということは、何ら論理必然性がないと私は思ひます。数々、特会制度にすればこういふことがあるんだということを言われまされたけれども、これらのすべての事例は、一般会計の中で必要に応じて優先的にやるといふ判断がされれば何も無理なくできることでもあります。例えば施設の整備等につきましても、必要ならば一般会計の中からやればよろしいわけですし、そういう点について何ら特会制度を設けなければならぬという合理性がないというふうに私はお聞きして思ひました。

結局特会制度を設けて一体どういうことになつてくるのかというのを見てみますと、受益と負担というふうな形で現実に出てくるものを見てみますと、何のことはありません、手数料の値上げだけなんです。そして、この手数料の値上げとい

うのは、例えば今回謄抄本の交付の手数料が三百五十円から四百円に上がる。これは、合計約四千六百億円もかかるというコンピュータシステム導入の十五年間の移行経費、ハード面その他さまざまな運用費等々含めて莫大な経費がかかるわけです。その経費をこの登記利用者の手数料負担によつていくという考え方ははじき出されてきているように思ひますが、それにしても四百円でどうするものなのかどうか。十五年間という展望の中で、四百円で終わらずにこれが五百円になりあるいは千円になりということの歯とめというものは何もないわけなんです。これを見ますと、政令で物価の状況その他実費、一切の事情を考慮して決めるのだというわけですから、どこまでこれが上がっていくだろう。何のことはない、結局国民に、本来国がきちんとしなければならぬ一般行政事務にかかわる経費を国民負担として押しつけていく、税の負担とともに、こういう受益者負担という形での論理を使いながら手数料負担を押しつけていくということ、二重の負担を強いることになるのではないかと思ひます。果たしてこの手数料、今回の四百円は、十五年計画の中でこれでおさまるとお考えかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○稲葉政府委員 この四百円という数字は必ずしも十五年間を見通した数字ではございしませんで、一応三年程度を考慮した数字というふうに御承知願ひたいと思ひます。

○養輪委員 そういふわけで、この見通しは大変不安定ということになるわけで、こういう形での受益者負担という論理をさまざまな分野に導入していきますと、まことに無責任なことになりかねない。国の責任を放棄して結局利用者負担を押しつけるということになりかねないと思ひますけれども、こういう考え方についての大臣の御見解をちょっとお尋ねして終わりたいと思ひます。

○竹下国務大臣 この登記特会、議論しましたときに私の念頭にありましたのは、昨年でしたか通していただいた特許特会ですね。あれと私は非常



に性格的に似たものがあるという考え方でありました。コンピュータ化によるメリットというのは先ほど来申し上げているとおり、仕事が一面的なものから近代的なものになるとかそういうものはありますが、登記特会そのものをつくるということは、私の念頭にあったのは、素直に申し上げますと、特許特会の経験というものが私の下敷きには大いにあったことは事実であります。

それで、基本的な問題は、受益と負担の関係よりも国そのものの問題として解決すべきだという議論もございします。したがって一般会計部分もそれなりに残っていくというところは考えながら登記特会、いわゆる特別会計のメリットというのを私なりに感じましてこういう決断を下した。大体臨調からいえば特別会計をつくってはいかぬというところになっていくわけですから、数はあへん特会とでちょうど合うことになりました。これは機関車と乳母車ぐらゐ違ふかもしれませんが、その問題は、その問題として、やはり受益と負担というところに視点を持っておくことは事実であります。

○審議委員 時間がないのでもう申し上げませんが、特許特会と登記特会とは一律に論じられないということをお願いしたいと思います。

○経管委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十六分散会

#### 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律

日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。

総裁及び副総裁の任期は、四年とし、理事、監事及び参事の任期は、二年とする。

第十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「もたらしめるに」の下に「産業の開発及び経済社会の発展に寄与する高

度で新しい技術の研究開発若しくはその利用（これらのために特別に費用を支出して行うもの又はその利用に関する権利を取得するものに限る。）を加え、「本項中」を「この項において」に、「但し」を「ただし」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第二号中「引受」を「引受け」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号中「貸付」を「貸付け」に、「本号中」を「この号において」に、「引受」を「引受け」に、「但し」を「ただし」に、「譲受」を「譲受け」に改め、同項第四号中「但し」を「ただし」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 高度で新しい技術の研究開発、都市の健全な形成と秩序ある整備又はエネルギーの利用及び経済社会の発展に寄与する事業で政令で定めるものを行う者に対し、大蔵大臣の認可を受けて、当該事業に必要な資金で日本開発銀行以外の者から供給を受けることが困難なものの出資をすること。

第三十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「千分の七」を「千分の三」に、「これを」を「超える」に改める。

#### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に日本開発銀行の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

3 改正後の日本開発銀行法第三十六条第一項の規定は、日本開発銀行の昭和六十年四月に始まる事業年度から適用し、日本開発銀行の同年三月に終わる事業年度については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 理由

高度で新しい技術の研究開発等を促進するため、日本開発銀行の業務として技術の研究開発資

金の貸付け及び技術の研究開発に寄与する事業等に係る出資を追加するとともに、同行の業務の状況等を勘案し、利益金の処分の方法を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律  
日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項を次のように改める。

総裁及び副総裁の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十八条第六号中「促進するため」の下に「本邦法人又は本邦人の出資（株式の所有を含む）に係る外国法人（次号に規定する外国法人を除く）に對してその本邦外において行う事業に必要な長期資金を貸し付け、又は」を加え、「本邦法人又は本邦人の出資（株式の所有を含む）に係る外国法人に出資する」を「当該外国法人に出資し、又は貸し付ける」に改め、同条第十一号中「第四号」の下に「第六号」を加え、「日本輸出入銀行とともに」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、銀行等が日本輸出入銀行とともに当該資金の貸付けを行った場合以外の場合においては、第四号若しくは第六号の規定により資金の貸付けを受けることができる者で政令で定めるもの又は第八号の規定により資金の貸付けを受けることができる者に対して行うものに限る。

第三十五条第一項中「作成し」の下に「当該書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見を付して」を加え、「これらの書類（以下「財務諸表」という。）を」を「これ」に改める。

第三十七条第一項中「作成し」の下に「当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ」を加える。

第三十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「千分の七」を「千分の三」に、「これを」を「超える」に改める。

#### 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に日本輸出入銀行の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

3 改正後の日本輸出入銀行法第三十八条第一項の規定は、日本輸出入銀行の昭和六十年四月に始まる事業年度から適用し、日本輸出入銀行の同年三月に終わる事業年度については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 理由

民間資金の活用による対外経済交流の促進等を図るため、日本輸出入銀行の業務範囲について、債務の保証に係るものを拡充するとともに本邦法人等の出資に係る外国法人に対する貸付け等を追加し、あわせて同行の業務の状況等を勘案し、利益金の処分の方法を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 登記特別会計法案

登記特別会計法

#### （設置）

第一条 登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

#### （管理）

第二条 この会計は、法務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）



行法第八条第二項、附則第四条の規定による改正後の不動産登記法第二十一条第四項（同法第二十四条ノ二第三項及び他の法令の規定において準用する場合を含む。）、附則第五条の規定による改正後の抵当証券法第三条第五項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、附則第六條の規定による改正後の商業登記法第十三條第二項（他の法令の規定において準用する場合を含む。）又は附則第七條の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三条第四項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二週間以内に手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもつてすることができ、（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第九条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

八 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）

第八条第一項の規定により登記所にする請求につき手数料を、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第一項（同法第二十四条ノ二第三項及び他の法律の規定において準用する場合を含む。）、抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第三条第四項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和二十八年法律第二百二十五号）第十一条第一項若しくは第十二條第一項（これらの規定を他の法律の規定において準用する場合を含む。）若しくは電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第 号）第三条第一項の規定により手数料を又はその他登記所における事務に係る手数料を納付するとき。

第二条第二項中「並びに特許法」を、「特許法」に改め、「特許印紙」の下に「並びに民法施行法、

不動産登記法、抵当証券法、商業登記法及び電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律に規定する登記印紙」を加える。

第三条第一項に次の一号を加える。

九 登記印紙 郵便局のうち郵政大臣が法務大臣に協議して指定するもの又は郵便切手類売りさばき所若しくは印紙売りさばき所

第三条第二項中「及び第八号」を、「第八号及び第九号」に改める。  
（郵便切手類売りさばき所及び印紙売りさばき所に  
関する法律の一部改正）

第十条 郵便切手類売りさばき所及び印紙売りさばき所に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び特許印紙」を、「特許印紙及び登記印紙」に改める。  
（郵政事業特別会計法の一部改正）

第十一条 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十條中「特許特別会計」の下に「登記印紙に係るものは登記特別会計」を加える。  
（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正）

第十二條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「電源開発促進対策特別会計」の下に「登記特別会計」を加える。

理由

登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することと必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員会議録第十七号（その二）中正誤

へ 段 行 誤 正

一 二 委員外 中小企業庁小規模  
者 模 企業政策課長 企業政策課長  
二 三 〇幸田保隆局長 〇幸田政府委員

昭和六十年五月十日印刷

昭和六十年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局